

# 前進する婦人



10

1974. 7. 28

札幌婦人問題研究会

# — 前 進 する 婦 人 —

## 第 10 号 目 次

第 10 号 発 刊 に あ た っ て

### I 特別寄稿

二重の負の歴史

—— 北海道民衆生活史の底流

森山 軍治郎 2

### II 特集、わたくしたちの暮しを守るために

一、わたくしたちの暮しと経済 — 物価問題を中心に —

二、生活破壊を告発する — わたくしたちの暮しの状態 —

三、暮しと健康を守る消費者運動

四、生協における物価を中心とするたたかい

居城 舜子 11

布施 晶子 23

進藤 理恵子 36

浅田 琉璃子 43

### III 北海道の婦人のたたかい

一、教師の研修権確立をめざして

二、夫婦別居配転のたたかいに勝利して

三、北洋相互銀行における「けんしょう炎」のたたかい

鈴木 雅子 47

木村 弘美 51

笹谷 春美 56

### IV 婦人問題に関する文献 一九七三年度

一、婦人問題に関する文献

二、保育に関する文献

三、家庭科教育に関する文献

布施 晶子 63

小出 真美 68

中屋 紀子 70

あとがき

73

表紙 中屋雅義（札幌勤労青年美術会）

## 第10号発刊にあたって

「わたくしたちの社会は、徐々にはあるが、しかし着実に変化しつつある。」一九七四年七月の参議院議員の選挙の結果は、このきわめてあたりまえの歴史の歩みを、あらためてわたくしたちの胸にしっかりと教えてくれました。「地殻変動」という言葉がいくつかの新聞の見出しをかざっています。「高度成長」経済のみずみのもとで静かなる地殻変動をつづけてきたわたくしたちの政治意識の変容を、まざまざと知らされる投票行動であったといえましょう。とりわけ、北海道においては、自民党が一議席もとれず、しかも支持率も四〇％を割るという、これまでの北海道の選挙の歴史にはみられなかった審判が下されました。これらの結果を七五年度の統一地方選挙の地殻変動にどのように運動していくかは、これからのわたくしたちの活動いかにかかっているといえましょう。

こうした変動の時期に、『前進する婦人』第10号をおおくりいたします。今回の投票結果をもたらした、もっとも基本的な要因をなしたと考えられる、「繁栄の谷間における生活の貧困化をめぐる諸問題」を特集にくだりました。今日の物価問題の背景、暮しの状態、そして諸矛盾、諸問題を克服するたたかいの一端を、まがりなりにも提示しようところのみたものです。

特別寄稿をよせられた気鋭の歴史学者、森山軍治郎氏の「北海道」論とあわせてお読み下されば、はげしく変革する可能性をひめた北海道地域社会の状態の輪郭がうかがいあがってくるかと期待しております。

## 二重の負の歴史

北海道民衆生活史の底流

森山 軍治郎

近代の支配者にとって、北海道は、二つの意味をもっていた。ひとつは、ロシアにたいする「北門警備」の地、もうひとつは、資本主義の発達と天皇制支配の矛盾のはげ口、それが北海道であった。北海道に移住した大多数の庶民にしてみれば、ただ、「食っていくため」、でしかなくても、支配者の意図は、はるかに政治的であった。その意味から、北海道は近代日本の縮図だ、ともいわれる。

日本の近代は、支配者が民衆にたくさんの重荷を背負わせることによって、進められてきた。近代ばかりか、これまでの歴史そのものがそうであったのだが。幕末から高揚しつづけた百姓一撥や打ちこわしのエネルギーは、自由民権運動の秩父事件を最後に、消されてしまった。それはちょうど、明治政権の確立と資本主義の本格的開始の裏面であった。結局、日本の民衆は近代をわがものにするのができなかつた。近代をわがものにしよとする気力さえ失つたかみえた。そのとき、日本から「あぶれもの」にされた、たくさんの民衆が北海道に渡りはじめたのだ。渡つた人びとの心は、生きるために無我夢中であつた。新天地への期待などというよりは、絶望の上に不安が重なつたようなものだったにちがいない。

明治一七年、秩父事件。明治二二年、帝国憲法発布。明治二七年、日清戦争。たとえば、愛知県での綿紡績の生産高は、明治一八年から三三年までの一五年間で、二七倍にも急上昇した。

北海道移民の年間総数が一気に四ケタにはねあがるのは、明治二二年のことであつた。いわゆる、民間の「自由」

移民というやつである。その大多数が借金を質ぐさに借金をして渡道の費用をつくった組だ。そして彼らは、寒りの薄い新しい土地で、また借金しなければならなかったのだ。

“内地”の民衆が支配者に重荷を背負わされてきたというなら、北海道の民衆はその上にもうひとつ重たい荷物をのっけられたのであった。

昭和四八年度の『道民生活白書』によれば、北海道の物価指数は全国九地域のうち三位、賃金水準は都道府県中一六位であった。とくに、物価指数の全国順位は、四六年も、その前の年も、そのまた前も、ずっと三位である。一位が関東で、二位が近畿だというのは、大都市型の消費生活ということで説明できる。が、北海道が三位だというのは、大都市型ということでは、その順位の高さを説明することはできない。では、何がその謎を解いてくれるのか。

いまでも、北海道価格という特別地域価格が堂々とまかり通っている。たとえば、プロパンガスは、ついこの間、マスコミもその不当性をとりあげたが、いまだに、変化がない。プロパンが普及しはじめたのは昭和三〇年頃からだけれども、それ以来ずっと、北海道だけは“内地”の各地と比べて、一五パーセントから二〇パーセントも高いのである。しかも、政府までが、この一種の商業慣行を、はっきりと追認しているのだ。「LPGの標準価格に關し、北海道地区については、その取引の実態にかんがみ、暫定措置として、一五〇〇円を法第七条第一項第一号に規定する妥当と認める価格と考ふる」。(その後、五〇円だけ値下げされたところもある)。今年一月に、通産省は道知事宛てにこんな通達を出しているのだ。

これらの例は、いまでも、北海道の民衆が二重の負を背負わされていることを証明するものだ。北海道が遠隔地だから、というものはや問題にならない。日本の経済はとうの昔に国内市場を征服しておえて、海外にまで進出しているからだ。国内の物価を均一化する力ぐらい、日本経済には、充分すぎるほどにあるのだ。

ぼくの体験とのかかわりで少し書いてみよう。

終戦直後のヤミ物価にまで、北海道は大きな差をつけられていた。昭和二十一年九月の東京のヤミ物価水準を一〇〇としたばあい、二四年四月には、同じ東京で五五・二となり、仙台でも五四五・一にはねあがった。ところが、札幌では、同じ基準で、六九二・九にまではねあがっていたのだ（奥山亮『新考北海道史年表』）。当時のインフレは全国どこでも同じだったが、細かにみると、東京や仙台が五・五倍くらいになったのにたいして、札幌は七倍近くにもなっていたのである。大空襲をうけた東京には物が足りなくて困ったけれども、その点、北海道はまだめぐまれていましたね、という話しはよく聞かされたものだ。ところがどうだ。めぐまれていたはずの北海道では、札幌では、東京よりもはるかに高いヤミ物資を買わされていたのだ。

ちょうどこの頃、ぼくは美唄の炭鉱にいて、毎日カポチャばかり食べていて、みんなと同じように、体中が真っ黄色になっていた。子供同志の遊びでも、「ホッカイドーのカポチャ色」、といいながら、手のひらの黄色さを競っていたのだ。でも、カポチャでも食べればいいほうで、なかには、栄養失調で病気になるったり、死んだやつらもいたのだ。カポチャがなくなれば、いちど捨てたイモの皮まで、もう一度洗って食べたり、魚油でできた石けん——これもやっと手に入れたヤミ物資だ——を羊かんとまちがえてバクついて、腹をおかしくしたこともあったのだ。たまには米のメシをと思つて、ヤミ米の買い出しに出かけても、たいていは見つかって、警官にとりあげられてしまうのだ。それでも、ごく最近まで、ぼくは自分の終戦直後の歴史を、東京の連中に比べたら、まだめぐまれていたのだ、と考えてきた。しかし、それは客観的判断のようである。主観的なものだったようだ。北海道史家の奥山亮が割り出したヤミ物価水準の比較は、ぼくの判断を訂正させたのである。

米価 1石当価格の比較

	東京深川正 米相場 (1)	小樽相場 (2)	倶知安 (カシマニ)	石狩町花畔	石狩町生振
明治 34	12円22銭				15円80銭
35	12.66				15.42
36	14.42				17.82
37	13.22				17.50
38	12.85				17.60
39	14.72	(対東京比)			15.80
40	16.48	18円42銭 109.5			17.80
41	15.94	17.80 111.7			18.45
42	13.14	14.80 112.6	18円		17.50
43	13.27	13.90 104.7			17.50
44	17.35		22.50	16円	14.75
大正 1	20.96	22.60 107.9	25	21	21.00
2	21.33	23.65 110.9	21	23.50	26.00
3	16.13	17.09 105.9	21	25	20.00
4	13.08	13.59 103.9	20	14.50	12.50
5	13.76	14.18 103.0	14	16	15.54
6	20.34	20.91 102.8	24.68	17	27.50
7	32.75	36.08 109.9	58(最高時)	27.50 (1月3日)	45.56
8	45.99	51.01 110.9	62( " )	2等白米	56.67
9	44.63	49. 109.8	56	60	51.11
10	30.79	35. 113.7	48	40	51.11
11	35.14	40. 114.1	40	40	
12	32.76	38. 115.9		30	
13	38.58	44. 114.0	43	42	
14	41.61	43. 103.4	50	47.30	
昭和 1	37.86	42. 110.9	40		
2	35.26	38. 107.8			
3	31.03	34. 109.6			
4	29.07	32. 106.9		25	
5	25.60	29.70 116.0		27	24.82
6	18.47	21.45 116.1		20	
7	21.17	24.3 114.8			29.17
8	21.62	24.9 115.2			
9	26.11	28.5 109.1			29.17
10	29.87	32.7 109.5			34.67
11	30.69	34.05 110.9			
12	32.36	34.5 106.7			
13	34.27	36.75 107.2			29.78
14	37.29	38.4 102.9			27.13
15	43.30	44.1 101.8			

(1) 経済企画庁統計課監修『日本の経済統計』(下)、昭和39年、から転載。

(2) 奥山亮『新考北海道史年表』昭和45年、から転載。なお、大正8年までは1石当り、大正9-昭和4年までは1升当り価格を100倍、昭和5年以降は10Kg当り価格を150倍に換算。

表をみてもらおう。

東京深川の米相場と小樽の米相場とは、同じ卸値でありながら、データがそろっている明治四〇年から昭和一五年まで、厳然たる格差がありつづけていたことがわかる。小樽の相場は東京のそれに比べて、高いときで一六パーセント以上、平均しても、一〇パーセント前後は高かったことがわかる。卸値の段階で、すでにこれだけのひらきがあったのだ。

北海道での稲作が一般的になったのは、そんなに古いことではない。そもそも、開拓当初は北海道が稲作に不向きだとして、水田よりも畑作が奨励されていた。北海道に渡るものは米のメンが食えると思うな、と、明治政府や開拓使から指示までされていたのだ。しかし、米食の伝統はそう簡単にこわせるものではないから、結局、明治の二〇年代に入ってから、稲作奨励への政策転換が行なわれるのだ。それでもまだ、技術的な問題もあって、稲作は普及しない。急テンポで稲作への転換が実際に進められていくのは、やっと、大正年間に入ってからのことであった。だが、北海道は、冷害による凶作が日本のどの地域よりも厳しく、その頻度もはるかに大きかった。だから、この地にとって、米は最大の移入品のひとつでありつづけたのである。

また表に戻ろう。

東京に比べて小樽相場が高かったといっても、それは卸値のレベルのことにすぎない。問題は、北海道の民衆が、実際に、いくらの米を買わされていたのかである。

開墾作業や野良仕事に追われているものにとつて、家計簿をつけるなんて、至難のわざである。倶知安のばあいは、阿部長之助という几帳面な開拓者の収支決算書から抜粋して、一升当りの値段を一〇〇倍に換算したものである。この決算書は、近年、後志郷土史研究会によつて、『開拓者の家計(1)』として刊行された貴重なものである。また、石狩町花畔のばあいは、殖民部落で毎年行なわれる新年会の買物帳から抜粋し、生振のばあいは、寺の会計簿から抜粋したものである。民衆が何かの書かれた資料を残すのはきわめて稀なことではある。だが、部落の新年会とか、寺



の壇家への報告のためとか、そういう一種の公共性をもつばあいには、民衆も記録を残していることが多いのだ。

それはともかく、北海道の民衆が小売りで、どのくらいの値段の米を買っていたかについては、この表でおよそのことがわかる。まず、ほとんどの年には、東京よりも、小樽相場よりも、はるかに高い米を買われているのだ。たしかに、小樽のばあいは平均化された数値であるから、その年によって、實際上、小樽相場よりも安い小売り米を購入していることも、わずかながらはある。だが、それは、相場が比較的安定している時期のことである。たとえば、米騒動が起った大正七年には、倶知安のばあい、東京相場の二倍に近い小売り米を買われているのだ。しかも、米騒動の数年後まで、東京では下落と安定の傾向をみせているというのに、小樽ではそれほど下落しないし、まして、小売り段階では、相変わらず高値のままなのだ。

ところで、そんなに高い米を買わされていた北海道の民衆なのに、なぜ彼らは、米騒動にたちあがらなかったのか。という疑問がよくだされる。その点について、奥山亮はこんなふうに説明している。

当時、北海道の主要産業のひとつであったにしん漁業、そこで働く漁夫、つまり、ヤン衆の大多数が「内地」からの出稼ぎ人であった。大正一二年の例だと、道外居住のヤン衆は六三パーセントを占めていた。しかも、彼らの給料というのは、九割五分までが前借金であったというから、実際に自分の手にできたのはたったの五分でしかなかった。「このことは一九一八年米騒動の第一声をあげたのが、多く北海道方面へ出稼ぎしつづつあつた漁夫の妻たちであった理由をも裏づけるものである」(『北海道史概説』)。

北海道における米騒動の研究は遅れているから、あるいは、まだ埋もれている事件があるのかも知れない。しかし、北海道の地でたたかいが起こらなくても、北海道での民衆生活がその原点になっているという指摘は、重要な視角だと思う。当時は、まだ、移住したものでも、北海道は一種の腰かけの存在で、必ずやひと旗あげて故郷に帰る、そう思っていたのが大多数だったからなのだ。だから、農民にせよ職人や労働者にせよ、ヤン衆とあまり変わらない出稼ぎ意識が強かったのだ。

しかし、米が暴騰したら、高い金を出して買えばよい、というわけにはいかないのだ。金のないものは買うことができないのだ。だから、米が食えないのだ。

これまた、奥山亮は鋭い指摘を具体的な数字で示している。北海道民衆の米の消費量の低下を、一人当りに換算して、示しているのだ。それによれば、明治二〇年に一人当り一・八石消費していたものが、三〇年には一・六石になり、四〇年には一・一六石になり、米騒動の大正七年には一石以下にまでさがる。が、問題はそのあとである。大正八年は〇・九八、九年は〇・八六、その翌年は〇・九三、そのまた翌年は〇・九六石、と、さがりつばなしなのだ。明治二〇年に比べれば、大正時代の民衆は、実に、半分の米しか買うことができなかつた。つまり、それだけの米しか食うことができなかつたのである。

これまで、北海道の民衆が、長い歴史の過程で、二重の重荷を背負わされてきた事実について、また、いまなおその傾向が残っていることについて、書いてきた。自分がいま生活している北海道という地が、その歴史が、いったい何であるのか、それを知るための素材にはなるであろう。

では、どのようにして、北海道の民衆には二重の負担がかけられてきたのであろうか。この問題の謎を全面的に解くのは容易なことではない。だが、いまわかっていることだけでも書いておいたほうがよいと思う。

北海道での商業のあり方は、開拓地ゆえに、特殊であつた。いわゆる「仕込み」という形態が長い間続いていた。雪だるまのように増えていく借金をかかえた農民にとって、この地を拓いて生活していくためにも、やはり借金が必要であつた。とりあえず無一文の彼らに、農具や種子や肥料や生活必需品などを提供したのが、函館、小樽、札幌などから来る仕込み商人であつた。毎年春になると、開拓地に仕込み商人がやってきて、それらの物資を一年分前貸しするのだ。支払いは秋の収穫後ということになっているが、豊作でも凶作でも、おかまいなしに支払わねばならなかつた。だいいち、この形態の商業は、売手の意志が一方的に買手を支配するものであつたから、農民にとってはきわ

めて不利であった。不利であつても、それに従ふことなしには、生活していくことができなかつた。それは、にしん漁業のヤン衆たちのように、自分の労働の九割五分までも、前借金として差引かれるのと同じであつた。

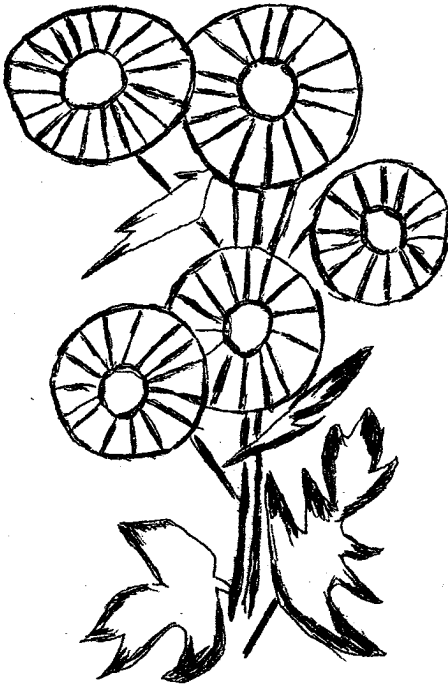
ほくが調べた石狩町の生振では、明治二七年の団体入植の直後に、開墾用の大鋸や鋏を、そして越冬用の米やみそを前借りしなければならなかつた。みんなで札幌まで出かけていって、「団体民一統」の名において、前借りしてきたのであつた。それをうらづけるように、この村には、大正年間の借金の証文が何枚も残されているのである。また、開拓地をつぎつぎに追われるようにして北見に落ち着いた新井三之助の自叙伝にも、注目すべきことが書かれている。新井家では、自分で大豆を栽培して、自分でみそやしょう油を製造し、自分で販売する、という方法をとつた。北海道の原料が本州に運ばれて、つくられた製品がまた北海道に運ばれて売られるなら、非常に高いものになるからだ、というのである。もちろん、新井家の試みは例外的なものであつた。だが、開拓の苦勞のなかで知つた北海道での商業の不当性を、自力でのり越えようとする姿勢がそこにはあつた。

ともかく、北海道では、農村でも炭鉱でも、どこでも、民衆は前借りや仕込みに頼らずには生きていけなかつた。そして、いまでも、多くの農民は農協などから前借りしなければやっつけられないといわれる。日用品については、つい数年前まで、どの農村地帯にも、仕込み商人を小型にしたような商店があつて、そこが一年分の前貸しをしていたといふ。

だが、明治以来、北海道の仕込み商人もまた被害者であつた。本州の商社や大商人が彼らを完全に抑えていて、両者の間では、買手側に不利を取引きが行なわれていたのだ。つまり、北海道の仕込み商人は、地理的な条件から市況の把握が困難だつたし、資力もきわめて弱かつたことから、本州商人と直接取引をすることができなかつた。だから、取引きの大部分は委託売買のかたちをとらざるをえなかつた。しかもそれは、本州商人に無条件で委託しなければ、自分が農家から仕込みの代償として受けとつた農産物の販売も、新たな仕込みに必要な資金の確保も、できないしくみになつていたのである。要するに、仕込み商人も本州商人によつて仕込まれていたのである。

北海道の二重の負の歴史はもっと総合的に解きあかされなくてはならないだろう。しかし、ここに示したひとつの具体像が縮図となっているように思う。

(拓殖農業短大)



## 私達の暮しと経済

## 物価問題を中心にして

居 城 舜 子

## 一、政府、自民党のねらい

参議院選挙で最大の争点となっている物価問題についてここで考えてみよう。自民党は、選挙対策として当初から、物価問題を避け、ひたすらに、労働組合、労働運動に思想攻撃を加えて来た。そのすりかえ方は、実に手品師のようだといっても過言ではない。しかし、舞台が変幻自在に変わろうと、私達の生活の苦しさは、相も変わらず、いや、より深刻になりつつある。この苦しさから脱け出す方法は、物価問題の解決以外にない。先頃、国民生活センターがまとめた『国民生活動向調査』の結果によると、九五パーセント以上の主婦が、「物価上昇は生活を圧迫している。」と解答しているし、労働省がまとめた家内労働の実情でも、家内労働についている目的を、「生活費の補助とするため」「生活を支えるため」と答えた人が、全体の中で九二パーセントにも達

するとのことである。このような私達の実感は、総理府が五月三一日に発表した、全国勤労者世帯の家計調査（三月分）結果と全く一致する（この調査では、全国勤労者世帯の一世帯当たり平均収入が一五万一千二百五十七円で、昨年三月より名目金額で一三、四パーセント増加したものの、物価が上がった目減りで実質八・五パーセントも減って、過去最高の減り方となったと伝えている）。さらに、労働省がまとめた四月分の勤労統計調査結果によると、従業員三〇人以上の事業所の実質賃金指数は対前年同月比〇・三パーセント減となり、大幅な上げの影響を考慮に入れてもなお、前年を下回る水準にとどまっているのである。

では、政府、自民党、財界は、これに対してどのような説明をしてきたのだろうか。卸売物価に比べ消費者物価の上昇率が顕著であった六〇年代には、「生産性格差

インフレーション論」が、経済企画庁を中心として、一世を風靡した。その骨子は、労働力不足↓賃金上昇↓低生産部門における賃金コストの価格への転嫁であった

(消費財を製造する産業は低生産部門が多いため、消費財価格が上昇する)。次に、七〇年代に入り、国際収支、とくに対米輸出の伸びが、顕著になり、それに対する米

国の圧力が強くなるにしたがい、「調整インフレーション論」が叫ばれた。対米輸出の減↓その代替として大型予算↓公債発行↓国内需要喚起。そして、国内のインフレーションが、誰の目にも明らかになると、「輸入インフレーション論」が叫ばれた。輸出の増↓ドルの流入↓ドルを担保にした円の発行↓円資金の増大。

そして、第七二国会開催に際し、昨年秋季以来の物価高騰の原因についての田中首相の所信表明演説では、「第一に、ドル不安に端を發した国際物価の値上がり、輸入原材料価格の高騰に加え、ここ二、三年來の世界的な不作により農産品の価格が高騰したこと。第二に、外貨準備の急増に伴う外国為替資金特別会計の大幅払い超に加え、国際収支の不均衡は正のため輸出から内需への転換を図る観点から金融緩和策がとられ、これらの結果

として企業に過剰流動性が生じたこと。第三に、五〇兆円を超える賃金給与所得によって消費購買力が充実し、個人消費が拡大したこと、などの要因が複合して生じたものである。そのうえ、今次の原油の供給制限と輸入価格の上昇が物価問題の解決を一層困難にしている。」と説明した。

この田中首相の発言は、従来から唱えられてきた「インフレーション論」の繰り返しもしくは形を変えた表現でしかない。第一点は、「資源不足論」と「輸入インフレーション」を、第二点は、「調整インフレーション」と「輸入インフレーション」とを列記したにすぎないし、第三点は、「生産性格差インフレーション」の基底に暗黙のうち前提とされていた「コストインフレーション」を述べているのみである。また、これら諸点のどれがより重要であるのか、これら三点相互の有機的な結びつきについても説明されていない。要するに、平易な言葉でいいかえると、国際的インフレ、物不足、おまけに天候の不順、国内の景気刺激策、企業に資金があまりすぎること、そして、賃金が高いこと等が物価騰貴の原因であるといっているのである。

ところで、私達が体験した物価騰貴は、今までに経験

したこともない程の狂乱ぶりであった。五月の東京都  
部消費者物価指数は、四五年を百とすると、百四九・八  
パーセント、昨年の五月との対比では、二四日・九パー  
セントの上昇となった（総理府五月三十一日発表）。また、  
卸売物価指数は、四五年を百とすると、百五二・二パー  
セント、昨年の六月上旬との対比では、三五・二パーセ  
ントの上昇と報告されている（日本銀行六月二〇日発表）。  
この狂乱物価の原因について、従来の主張を繰り返して  
も、私達の怒りを鎮めることはできはしまい。田中首相  
の物価騰貴の真の原因を回避した演説は、その後、ま  
ますその性質を露わにし、その意味で田中首相の本質を  
さらけ出すのである。

まず、便乗値上げ式の価格決定や、買い占め売り惜し  
み等の悪質な方法でもうけを得た大企業の代表を「証人」  
として喚問するかどうかで自民党は「参考人」としての  
出席を求めるむねの動議を提出し、衆議院予算委員会  
で強行採決した。これは、立法府における国政調査権の放  
棄である。

また、不当なるもうけに対する超過利得税創設も、田  
中総理や大蔵省も「罰金的な租税は税法の理念にそぐわ

ない」と消極的な態度をとり、結局、三月三十一日に、「  
八「会社臨時特別税」として、①年間所得が五億円、②払込  
資本金の二〇パーセントのいずれか高い方をとり、これ  
を超える部分に見合う法人税額の一〇パーセントを課税す  
る「付加税」的な二年間の時限立法となった。当初、自  
民党案は、②を資本金利益率の三〇パーセントをし、そ  
れを上回る額を超過利益として、二五パーセントを課税  
することになっていたにもかかわらず、それ以上に後退  
し、大企業の意見をとりに入れたのである。

ついで、金融引き締め政策や、公債発行の限度額をわ  
ずかながら下げ、景気の過熱をおさえ、春闘が本格化す  
る二、三月頃から、田中首相は、「新物価論」を提唱す  
るようになる。参院選で、田中首相は、あのダミ声で叫  
ぶ。「皆さん物価は、需要と供給によって決まるのです。  
現在は、供給に対して需要が多すぎるので、需要を抑え  
なければならぬのです。」と。今年の春闘は、早くか  
ら共闘委員会が設置され、大幅賃上げ、スト権回復、資  
本主義的合理化反対など労働組合自らの生活と権利を  
守る要求とともに、インフレ阻止、福祉、社会保障の改善  
など国民生活擁護の諸要求をかかげて闘われた。国民諸

階層も狂乱物価や経済の不安等を反映し広範な層が立ちあがり、二月、七〇団体が結集して「インフレ阻止共闘」が結成されていた。その結果、三〇パーセント以上の賃上げや低所得者層へのインフレ手当、年金の物価スライド制を三〇四ヶ月くりあげ支給させる成果を得た。このように規模で行われた春闘に対し、政府、自民党は、日教組への大規模な刑事弾圧を加え、官公労働者のスト権回復要求を八年前に逆行させ、同時に、大幅賃上げこそ、日本経済を危機に陥し入れるものと、問題を逸らしていった。

この主張は、春闘の終盤期、その影響調査を経済企画庁を中心に進められた結果にもとづいている。経済企画庁の新田次官らは、五月二二日、田中首相に対し、今年の春闘による賃上げが日本経済全体にどのような影響を与えるか、の調査結果を次のように報告している（五月二三日付朝日新聞）。その骨子は①春闘による平均三二パーセント賃上げはコスト高からモノの値上がりへと波及し、卸売物価を九・五パーセント程度、消費者物価を一〇パーセント程度押しあげる、②現在の総需要抑制策を堅持しながら、来年の賃上げ幅を一六パーセン

トから二〇パーセントの水準に抑える方が、今年に続いて来年も三〇パーセントの賃上げになるのを認めるより、実質成長率が高くなって、今後の経済のあり方として望ましいというものである。

こうして、「来年は、賃金を二〇パーセントも上げてはいけぬ。どんなに考えても、来春闘では一〇パーセントの引き上げ程度にとどめるという前提条件を、この一年に作らなければならぬ。」（五月一七日、NHK総合テレビ特別番組、「総理対談—予算、賃金、物価—」の発言となる。

最近の田中首相をはじめとする政府、自民党の物価に対する論調は、さきの首相による所信表明演説の第三点のみが、しかも、この第三点のうち賃金の上昇部分のみが強調されているのである。

では、他の二点はどうしたのだろうか？。第一点は、依然としてこのような状況が続くとして、第二点については、もはや後退してしまっただかの感がある。通産省は石油、電力の消費規制と便乗値上げ抑制のため三月中旬から実施してきた生活関連物資、基礎物資の値上げ事前届け出制を、財界、産業界の要求に応じて、緩和した



(基礎資材五三品目のうち一品目を凍結解除)。それに伴い鋼材、アルミ地金、合成樹脂、合成纖維等の基礎資材がつぎつぎと値上げされ、これらを原料とする自動車、扇風機、冷蔵庫等の家電が値上げされた。

また経済団体連合会は、法人税制のあり方について産業界の考え方をまとめるため税制委員会を設置し、そこで次のような見解を出している。例えば、二年間の効力をもつ会社臨時特別税は、物価狂乱が一段落した現在、期限前廃止に踏みきるべきこと、今年度から法人税が四〇パーセント(前年度まで三六・七五パーセント)に引き上げられたうえ、東京都の法人事業税課税制度の新設等で企業課税が不当に重くなり、先進国の中では実効税率が最高になってしまったことなどが発表された。

また、国民総生産が、今年度一月から三月迄の期間に実質五・四パーセントの低成長となったことが伝えられ、これをうけて、田中首相は、遊説先きの鳥取で、「昭和六〇年を目標に、七千キロの新幹線を建設する」と発表した。

このような方向は、再度便乗値上げを許し、公共投資の拡大から、国内の需要を喚起し、金融緩和への途を辿

ることになりはしないだろうか。実際に、産業界では、参議院選挙後、金融緩和を要求する声が出ているのとこのとである。

以上、田中発言に代表される産業界、政府、自民党の物価問題に対する対処の仕方は、狂乱物価への徹底した原因追求を行わず、従来の議論を再版し、その意味で非常に不十分な対策しか打ち出せず、漠然と、先進諸国が何回か実施し失敗している総需要抑制策を提言し、次第に、この政策を自ら都合の良い内容へと変貌させていく過程がうかがわれるのである。

今や、国民の闘いの成果である賃金は、名目上、下げることができない。できることは、様々な口実をもうけ、他の諸価格を上げる方策を出し、実質賃金を下げること……すなわち「新価格体系」の導入が必須である。と田中首相は考えているのである。

## 二 物価高騰の原因は何か

では、物価高騰の真の原因はどこにあるのだろうか。賃金を切り下げられるために、田中首相は次のような言い

方をとする。①日本の賃金は、西ドイツ並みになった。これは世界で最高のレベルといえる。賃金が最高水準に達したら、今後は実質価値を落とさないようにしなければならぬ。そのためには大幅賃上げ↓物価上昇というパターンはくり返すべきではなく、賃上げを抑制しなければならぬ。②来春も今年のような賃金の上がり方をすると、日本経済は大きな危機に遭遇することになる。もう生産性の向上で賃金アップを吸収できなくなっている。賃金アップを製品価格の値上げに転嫁すれば、当然物価は高騰することになる。急激な高賃金経済への移行は大きなマイナスを生じることになる（五月一日付、赤旗）。

生産性と賃金がよく比較される。田中首相をはじめとする政府、自民党、財界が、コストインフレを主張する場合の唯一の論拠は、この点である。ところが、生産性とは、単位時間、あるいは単位期間当たりの商品の出来高である。だから、生産指数とは、その出来高の比較した割合である。たとえば、自動車産業で、今迄月間生産台数が一万台であったのが、オートメ化により月間生産台数一万五千台になれば、指数は一五〇になる。賃金、

通常、対比のため使われる名目賃金は、貨幣で表現されたいかえると価格である。物的な量と価格が対比されても、ここからは何の結論も得られない。それでは、商品の出来高に、商品一個当りの価格を乗じればよいではないかという疑問が生じる。しかし、この疑問には、重大なる前提がある。単位期間当たりの出来事が増加すれば、商品価格は下落するのが当然なのに、両方の出来高を対比するために価格を一定としてしまうこと、むしろ、現実には今や、価格が下らない状況になってしまっている。このように価格を一定とすることに、疑問が生じなくなっているのである。つまり、独占価格の容認である。だからもし、生産性と賃金を対比するとすれば、名目賃金ではなく、実質賃金（賃金により確保し得る生活手段の量）と対比しなければならぬ。

さて、生産性の上昇率と、実質賃金上昇との関係はどのようになっているか。労働の生産性は、一九五五年を一〇〇とすると、一九七三年は五五・七で、約五・六倍である（日本生産性本部調べ）。他方、実質賃金は、二九・七で、三倍弱である（労働省の「常用労働者の年平均現金給与月額」に従業員三〇人以上の規模の事

業所から作成された名目賃金指数を消費者物価上昇で除した指数、(五月一日付赤旗)。労働者が同じ労働時間内に五・六倍も物を作るのに、受け取る賃金は生活手段の量にして、三倍にも満たないというのが実態である。つまり、企業のもうけの増大に比べ、賃金が相対的に低下してきているのである。賃金は、決して高くない。

企業(資本)は、このように、賃金を低くおさえ、生産性を高め、もうけ、つまり利潤を他企業よりも少しも多く獲得しようとする努力をする。

日本の企業は、再生産の条件が破壊され、社会主義諸国と資本主義諸国との対立の中で生きぬくため、利潤をより多く得ようとする志向が強い。このため、賃金は、戦後低くおさえられてきた。

また、これを支える大企業優先の税制も、見のがせない。例えば、法人税は比例税であり、相対的に軽減されているばかりか、租税特別措置による減税を享受し、又、特別減価償却制度①により、費用の水増しをし、税金を免れている。

このようにして、資本は、利潤をうるために生産性をより高めていった結果、生産手段(例えば機械、設備)

の過剰、消費手段(最終消費物資)の過剰という事態を自ら招くのである。これが、恐慌、現代においては、不況と呼ばれる原因である。この時期に、過剰な資本を有した弱小企業は整理され、大資本が、その力を利し、独占化していく。独占資本は、その市場支配力にものをいわせて、本来なら生産性を高めながら商品の価格を引き下げ資本間の競争に打ち勝つていこうとする利潤追求の方法を、価格を引き下げず、購買者から不当に利潤を収奪する(物価上昇の原因①)。日本の高度成長期における独占資本の蓄積の特徴は、このような特色をもっていた。②

また、独占資本間においても、基本的には競争は排除されず、したがって過剰な資本は、いずれ、整理(生産制限あるいは倒産)されねばならない。しかし、このような状況は、労働者と資本家とに極度の緊張、対立関係を招き、社会的な危機が生じやすい。だから資本家はこの危機の救済を、政府、日本銀行に求める。そこで、政府は赤字公債を発行し、間接的にそれを日本銀行に引き受けさせ、日本銀行券を発行させる。これにより仮りの需要が造り出され、一部の過剰な資本は救済される。

一九六五年の不況は、高度成長期の、このような資本による過剰蓄積（過剰な設備投資）の破綻を示すものであり、この年に政府が山一証券に挺子入れしたのは、政府と資本の結びつきを端的に示すものであった。これ以後、政府による、長期国債の発行が急激に伸び、財政の公債依存度は増加する<sup>③</sup>。以後、公共事業関係予算が財政投融资として、国民の零細な郵便貯金と公債を源資に大幅に増加する。この典型が「日本列島改造論」である。

だから、「日本列島改造論」は、高度経済成長の結果、資本が過剰になっている状況を、救済しようというものであり、けっして、国民の生活本位に考えたものではない。しかも、この「改造論」を実施する際の源資は、国民の所得の一部の資本による流用であり、インフレーション（流通に必要な貨幣量以上の通貨の過剰発行）を招く公債発行の形だからである。（物価上昇の原因（一））そして、このような、独占資本と政府、巨民党との結託は、けっして偶然的なものではない。経済構造が危機に陥ち入れれば陥ち入る程、両者の結びつきは強くなり、危機の回避に努める。

資本は、過剰蓄積が顕在化するにつれ、政府に救済策

を種々な形で要求すると同時に、自ら、生産調整し、設備を遊休化し、原材料の割合を削減し、商品量を他の資本との競合関係を考慮しつつ調整する。又、商品の市場を求めて、海外へ出ていく。このような状況で、資本は、一方で生産性を上げ、他の資本より特別な利潤を得ようと追求しながら、巨大な市場支配力を通じ、生産性を高めずに、価格を吊り上げ利潤を得ることも容易に可能となってくる。価格を上げる口実を様々につくり出す<sup>④</sup>。このように、現在の独占資本による便乗値上げは、多大な利潤を得、巨大化した資本の慢性的過剰の結果である（物価上昇の原因（三））。

また、資本の過剰は、同時に、投資先が見あたらないため、貨幣資本の過剰をもたらす。この貨幣資本を基礎に、銀行や商社が、流通過程で活躍する（物価上昇の原因（四））。とくに商社は、中小、小売り業者を圧迫し、未開拓の分野である流通過程の再編を強行する。

高度経済成長時代に、家庭電気産業や、自動車産業が景気を主導し、重化学工業の蓄積を推し進め、政府がそれを支えた時代から、重化学工業それ自身が、巨大化し、逆に基幹産業としての立場を利用し、他の消費財産業に

発言力をのばしつつある時代に入った。<sup>⑤</sup>そして、消費財産の低生産部門や、消費者へ強引な程の圧力を加える。

これらから判断するなら、日本経済は、産業構造の第二の編成期にさしかかったといえよう。

さらに重要なことは、資本が利潤追求のため、実質賃金を低くおさえ、労働環境を無視し、公害を放置した。そして、社会福祉の分野にさえ、「福祉産業」と称し、利潤の追求を目ざし、資本は進出してきている。

その結果、国民諸階層が立ち上がり、政府自民党を危機的状況に追いつめつつある。この政治の危機を、逆に独占資本は政治献金により救済し、その見返りとして、独占資本の価格引き上げを認可させようとしていることも見逃がせない（物価上昇の原因<sup>⑤</sup>）。

最後に、米国の大資本が一九五〇年代に、世界の重要な原材料資源を、巨大な蓄積力により掌握した。そして、今、その力を利用して、世界の経済構造を再編している。こうとする動きが、原料のない米國に從属している日本に高圧的な態度で、価格引き上げを迫っていることも指適できよう（物価上昇の原因<sup>⑥</sup>）。

### 三、物価急騰を阻止するために

物価上昇は、経済構造から考えるなら、このように経済体制においては必須である。経済が停滞し、私達が黙っていれば、必ず上昇していくのである。近代経済学者の代表者J・M・ケインズは、労働者には物価上昇に対する抵抗力はないのだから、名目賃金は下げずにインフレーションを推進すれば良いと言いつつ切っている。しかし、賃上げとインフレ阻止は車の両輪であることをけっして忘れてはならない。今年の春闘が不十分ながらも両者を念頭におき闘ったことは記憶に新しい。また、春闘の成果を総括する段階で、大幅賃上げは勝ちとったけれども一体成果であったかどうか等の疑問が生じてきていることから判断して、インフレ阻止の闘いの難しさが、一般に認められてきている。

では、どのような方策があるのか。

大資本の利潤を抑えることが第一である。その為、賃上げは勿論のこと、労働強化、首切り反対等「合理化」反対の闘いを今迄以上に強めなくてはいけない。大資本の利潤の源泉はここだからである。又、所得政策の導入が本格

化しようとしてきていることから、このことが重要である。

また、大資本に対する税制を検討すべきである。とくに、特別減価償却制度の廃止、資産の再評価によるコストの水増し反対等、大企業の経理内容迄追求していくことが重要である。

労働環境の悪化、公害の放置による住民生活の悪化に対し、労働者と地域住民との結びつきが大切である。

カルテル、トラスト等大企業の合併を阻止する。

第二に、インフレ阻止のために、地方自治体、政府予算に対する国民の監視を強める。予算の内容を国民の福祉を重点に考え、全体として、赤字予算を防いでいく。長期の赤字国債の累積は、インフレの最も重要な原因だからである。このために、財政投融资に対する監視を、国会でより強める。

また、予算の赤字化のための公共料金の値上げ、受益者負担主義の論法を阻止するために、前述した予算の組み替えと同時に、料金体系の内容をかえる（電気、ガス、電話、郵便、国鉄運賃等、大口需要家である大資本に対して割安になっている点を逆に小口需要家に有利

にかえる）。

また、企業の便乗値上げを阻止するために国会による企業への調査権を強化する。

政治献金による政府、自民党と企業との結びつきを絶対に阻止する。

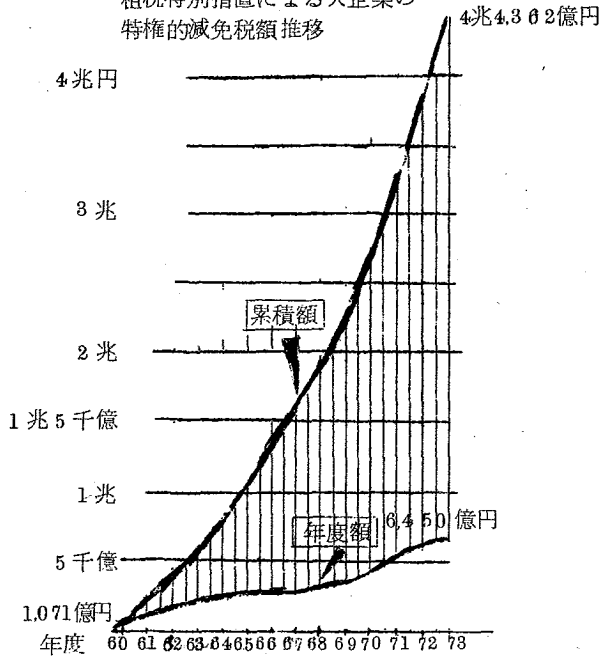
原料資源を握っている多国籍企業、メジャーに対して、不当は値上げを阻止するように国会でも追求していく。そして、何よりも、原料資源、食料資源等の自給化政策に転換し、国に依存しない産業構造を追求していくことが大切である。

〔註〕

① 物をつくる時、機械やいろいろな設備を使う。この機械や設備の減価を償却するのは当然であるが、この償却のスピードを故意に経理上早める。そうすると単年度の利潤から償却費へまわす分が多くなる。この部分に対し、費用だからという税金をかけない。実際には機械は動いている。

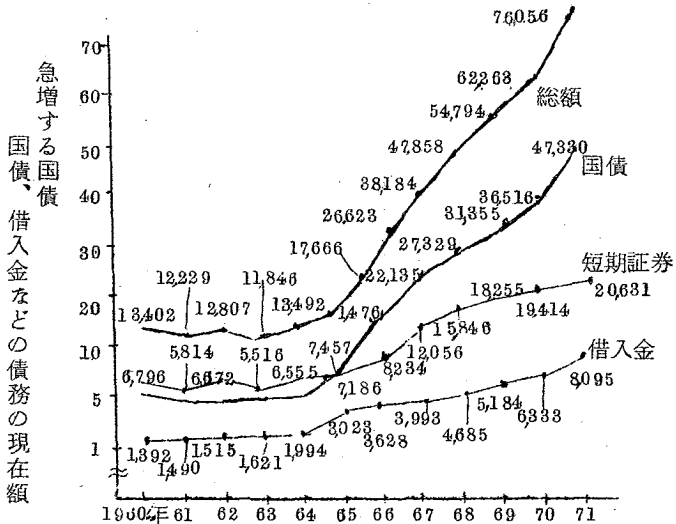


租税特別措置による大企業の特権的減免税額推移

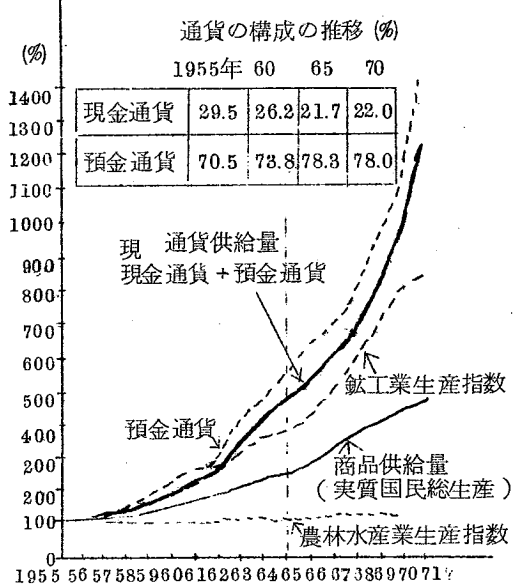


② 例えば鉄鋼は、一九六五年を一とするると一九七一年に労働生産性は二・二倍。アルミ地金は一・七五倍。板ガラスは二・三倍。ガスは一・六倍。ペアリングは二・五倍。しかし、価格は全て横ばいか、若干上昇している。

③ 『経済』一九七三年 五月号 統計指標研究会作製の表を転載。



通貨供給とインフレーションの推移



④ 今回の鋼材値上げの理由について、業界は次のように説明した。日本の鋼材は安い市場支配力として西独には負ける。なぜなら、西独の鋼材は非常に品質が良いからである。そのため、日本の鋼材の価格を引き上げ品質改良の費用としたいと。

⑤ 商社のとり扱い品目は、「ローメンからミサイルまで」とか「タマゴから海洋開発まで」といわれ、七二年

度の商社の売上高は、二六兆五九一四億円で、日本の国民総生産の二九パーセント、日本の輸出入の五〇〜六〇パーセントを占めている。こうして得た利潤で商品の投機を行った（木材、羊毛、繊維、飼料、砂糖等）。

⑥ 六月二〇日付朝日新聞では、「鋼材値上げの波紋」という特集記事でこのことを報じている。



## 生活破壊を告発する

わたくしたちの暮しの状態

布施晶子

△はじめに▽

「牛乳をほしがる生後十一ヶ月の子どもに乳酸飲料をうすめてのませている」「食べざかりの子どもの朝食にパンのへたを買ってきて間にあわせている」「ひき肉料理の連続」「夫の小づかいと晩酌をへらしてやりくり」「風呂に入る回数をへらした」「新聞を減らした」。

これらは、いずれも、一九七三年暮から七四年春にかけて、雑誌や新聞の座談会や投書などで訴えられた最近における私たちの暮しのひとこまです。国民総生産資本主義国第二位をほこってきた日本で、食べざかりの子どもの食事内容を切りさげ、国民の健康、衛生状態を悪化させ、はては文化水準をひくめるような状態がひきおこされつつある現実を前にして、今日の社会に矛盾を感じ、はげしい怒りをおぼえない人はいないでしょう。

私たちの暮しは破壊にさらされ危機に瀕しています。

七〇年にはいってから、職場ではこれまでに以上に鋭く巧妙に「合理化」がおしすすめられ、少ない人数で多くの仕事を消化しなければならぬ少数精鋭主義と、職場の仲間をすべて敵にまわして業績をきせいある能力主義管理がつよめられ、労働者の職場生活はいつそうきびしいものになっていきます。しかも昨今の異常なインフレーションのもとでの物価高の波は家計を直撃し、これまでも、やりくりや内職、パートなどでなんとか切りぬけてきた国民の生活は、もはややりくりの限界をこえてパンク寸前の状態においこまれています。

以下、最近の資料にもとづいて、今日における私たちの暮しの状態の一端をみてみましょう。

△市場へ行くのがこわい物価高▽

「今日はパートの仕事が忙しくておそくなってしまつた。早く買物に行かなくては」「私はこのごろ市場へ行くのがこわい。今日は何が値上りしているかと思うと」「ほんとに。時間においかけられながら、一円でも安いものと思つて三つの市場を駆けまわるのよ」。

これは、つい最近、札幌市内のバスのなかで聞いたパート婦人の会話です。「市場へ行くのがこわい」という言葉には、最近の天井知らずの物価のもとで家計のやりくりが四苦八苦する人びとの苦しみとやりきれなさがこめられています。

七三年秋から七四年にかけて、私たち国民の家計にいちじるしい困難をもたらした原因が、最近経験したことのないような異常なインフレーションの進行にあることは誰の目にもあきらかです。日本経済ひいては世界の資本主義経済の構造にふかく根ざすインフレーションの進行のもとで、すでに七二年秋から目立ちはじめた卸売物価の高騰は七三年春には消費者物価へのはねかえりとなつてあらわれ、七三年春以降、わが国の消費者物価指数は対前年同月比で一〇%をこえる高騰を続けてきました。こうした物価上昇の最中に中東戦争を契機とする石油危

機が問題になりだすと、政府と独占企業はいつたいとなつて徹底した「危機」宣伝をくりひろげ「物不足」をありたてました。闇カルテルを結んでの業界ぐるみの生産調整や出荷調整、倉庫への隠匿、買占め、売り惜しみなど、さまざまの手段で人為的に「物がなない」状態をつくりだし、石油をはじめとして、洗剤、トイレットペーパー、小麦粉、食用油などの生活必需品が店頭から急速に姿を消していきました。それにもかかわらず、メーカーや通産省は「消費者が一個でいいところを二個も三個も買ひすぎるから物不足になるのだ」と消費者買ひだめ原因説をながして、いやがうえにも国民の不安をかりたて、需要者がものに殺倒すると、今度は石油価格、資材の高騰、減産にともなうコスト上昇を口実に大幅な値上げを強行する悪どい商法をおこない、一国の大蔵大臣をして「狂乱物価」といわせる物価暴騰を結果したのです。たとえば、七三年一二月の卸売物価指数は七〇年平均を一〇〇として一三四・五、一月比七・一%高と桁はずれの暴騰をみせたが、これは敗戦後の四八年九月の八月比八・二%高以来の上げ幅です。また七二年一二月と比較すると上昇率は二九%を示しました。五二年から七

二年までの二〇年にわたる卸売物価の上昇率が一四・五%であることをみると、一年間に実に二〇年分をはるかにしのぐすまじさで物価上昇が狂走したことがあきらかです。とりわけ、パルプ、紙およびその関連製品、化学薬品、石油、石炭およびその関連製品、非鉄金属、製材、木製品等は前月比一〇%以上の暴騰をみせ、なかでもパルプ、紙およびその関連製品は前月比二七・一%高、これらの資料を紹介した新聞の解説は、「天井なしの物価暴騰、その異常さもここにきわまった感がある」と報じました。

卸売物価の高騰は必然的に消費者物価に波及、はじめにふれたように、私たちの家計はもはややくりの限界をこえた危機的状況におこまれました。七三年度平均の全国消費者物価指数(七〇年一〇〇)は総合で二二三・九、これを七二年度の平均と比較するとその上昇率は一一・七、この数値は総理府統計局が全国平均指数の統計をとりはじめた六三年以降では最高、それ以前の大都市消費者物価指数(人口五万人以上の都市)とくらべらるならば、五一年の朝鮮動乱当時(一六・四%)以来の上昇率を示しています。とりわけ、食料品、被服関係、

ちりかみ等の雑費といった生活必需品をはじめとして、何もかもが値上り、多くの国民はまさに物価の「超暴騰」を経験させられました。

そもそも、政府統計の消費者物価指数は、「全国の消費者世帯(農林漁家世帯および単身世帯を除く)が購入する商品とサービスの物価の変動を時系列的に測定するもの」とされ、価格資料は小売物価統計調査により、指数に採用する品目は家計支出上で重要度のたかいものを主として四二八品目を選定、個別品目のウエイトは総理府統計局が行なう「家計調査」の七〇年平均の品目別支出金額から算出されるものと報告されています。しかしながら、たとえば個別品目のウエイトに限ってみても、そこには実支出以外の支出に含まれる住宅関係支出(たとえば土地や住宅の購入費、建築費、すでに購入した土地や住宅などのローンによる月賦支払い金、将来の取得のための住宅債券などの購入等)、あるいは交際費、小づかいなどが除外されています。ところが、これらの費目は、現実の国民の家計支出においてかなりの割合を占めており、その結果、品目別のウエイトそのものが国民の現実の生活実感からかなりかけはなれたものになって

まいります。七三年一月、総評生活局では、総評主婦の会の家計簿調査の記録を基礎に、これらの費目をも含めて勤労者世帯の消費構造を反映したウエイトの作成をおこないました。それらの数値と政府統計を比較した結果をみますと、政府統計における住居費、雑費のウエイトの軽さをあきらかに把握できません。総評生活局ではこうした資料のとりあつかい方をも含めて、七三年度における「国民の生活実感としての物価上昇は政府統計より五割はたかい」という統計をはじめだしています。

八さがる賃金、貯金も目減り▽

消費者物価の値上りは賃上げを帳消しにしてまいま  
す。年々の物価上昇は実質賃金（実質賃金指数は名目賃  
金指数を消費者物価指数で除したもの）の減価をくりか  
えしてきましたが、とりわけ七三年に入ってからの異常  
な物価騰貴のもとで、七三年春闘を中心に獲得された賃  
上げ分は完全に台なしになり、七四年一月には、ついに  
実質賃金がマイナスを示しました。実質賃金はマイナス  
を示したのは六五年九月の対前年同月比二・一%減以来  
のことで、下げ幅としては、朝鮮戦争の特需消滅のおお  
りをうけた五四年一月につく二〇年ぶりの大きなおちこ

みを記録したのです。

たとえば七三年春闘で「べ・ア九・七%プラス三、九  
〇〇円、それに定昇分（推定）二、二五二円が加えられ  
て計一四、一六七円、一七・五%」をかちとった国労組  
合員の場合、あいつぐ物価の上昇は実質賃金を切りさげ、  
七三年九月にはべ・アはもとのもくあみになり、一二月  
には一、〇〇三円、七四年一月には三、七八二円のマイ  
ナスとなつてしまいました。人勤一五%程度の公務員労  
働者では九月早々でマイナス、二〇%アップをかちとつ  
た民間労組でも一二月早々にはマイナスとみてくれば、  
「市場へ行くのがこわい」という婦人の言葉がけつして  
大げさではないことがわかります。さらに表①をみてみ  
ましょう。これは、七三年一月から七三年九月にかけて、  
北海道の勤労者世帯を対象に行なわれた北海道の生計調  
査の結果です。実収入はたしかにのびています。しかし、  
一〜三月には実収入一六・八%ののびが一〇・三%の実  
質ののびを記録していたのに、七、九月には実収入一九  
・三%ののびが実質的には五・四%ののびにしかあたら  
ないことをみれば、わずか半年余に道民の生活をおそつ  
たインフレーションの影響がいかにつよいものであつた

表 ① 道民の生計費にみる

支出の伸びと実質(1973.1~9月)

	実収入		消費支出		食料		住居		光熱		被服		雑費	
	伸び	実質	伸び	実質	伸び	実質	伸び	実質	伸び	実質	伸び	実質	伸び	実質
1~3月	16.8	10.3	15.3	8.9	8.9	0.95	17.0	12.4	11.6	11.2	18.7	4.9	19.0	11.9
4~6月	20.7	9.7	19.3	8.5	14.1	1.8	5.0	-2.0	18.7	13.8	21.5	3.6	26.6	18.8
7~9月	19.3	5.4	19.1	5.2	18.4	2.2	25.4	16.1	13.8	4.0	16.5	-4.4	19.3	9.8
全国11月	26.4	9.1	24.4	7.2	18.5	1.0	24.7	9.3	27.8	16.7	32.2	2.1		

(道生計調査 勤労世帯)

かがわかります。消費支出の内訳を個別にみてみますと、たとえば食料費は七~九月、一八・四%の支出増をみせているにも拘らず、実質的にはわずかに二・二%の伸びにとどまり、被服費にいたっては、一六・五%の伸びにも拘らず実質的にはマイナス四・四%を記録しています。こうしたインフレーションの進行のもとで、生活を守るために必要な金をはたいてためた貯金の一方的な目減りがすすんだことも言うまでもありません。総理府の『貯蓄動向調査』(一九七二)によると、勤労者世帯の一世帯当たりの貯蓄保有高は約一四一万円(負債をひくと一八万円、ただし北海道は負債をひいて四六万円)と発表されています。これにもとづいて、いま一千万世帯で一四兆円の貯蓄と推定すると、インフレーションによる消費者物価の二〇%上昇は、すなわち国民の貯蓄を二・八兆円も目減りさせたこととなります。

△ 残業カントで賃金はダウン、失業、倒産の危機も  
 物価高で危機におちいった国民生活をしり目に、物不足を演出して製品価格をつりあげた独占企業は大もうけを記録しています。たとえば、東京証券取引所第一部上

場の大企業の七三年度九月期決算をみると、大企業の計上利益金は一年前にくらべて石油八社が三・一倍、鉄鋼二六社は五・一倍、化学三六社が二・二倍、繊維一二社は五・九倍という途方もない巨額の利益をあげています。

こうした事実はおおいかくし、「石油危機は労資共通の課題」（『日経連タイムス』七三年二月二二日）であり、労資は協力してこの危機をのりきり、「企業防衛」につとめねばならないという論理のもとに、さまざまの「合理化」攻撃が職場の労働者をおそっています。自動車、造船、電機、鉄鋼、化学、紙パルプ、繊維など、ほとんど全産業にわたって臨時、季節労働者の採用中止、首切り、一時帰休、操業短縮、減産、臨時休業、それらによる賃金カット、下請け工賃の据えおきなどがうちだされ、異常なインフレーションのもとでの生活破壊とたまたかう労働者の生活をいっそう不安定で破壊的な状態においこみました。福祉社会のシンボルとして、地方や中小企業にも普及しはじめた週休二日制が、一転して不況―経営難のりきりの手段（無給の休日増）にもなりかねないありさまで、これまで、残業賃金をプラスしてかろうじてその低賃金を補ってきた労働者の生活はよりきび

しいものになりました。その一方で、七〇年にはいってからの労務対策を代表する少数精鋭主義、能力主義管理がますます職場の働く仲間をしめつけている事実もくりかえすまでもありません。こうしたなかで、大企業と中小企業の格差は拡大される一方で、原料不足、資金難を直接にかぶった中小零細企業のみには倒産が続出、企業主、雇用者ともども失業の危機にさらされました。とりわけ、大企業の下請け、提携関係にある建設業、音響機器、合成樹脂加工業さらには不動産、繊維、レジャー関係、工作機械製造、電機機器部品、鉄工業関係などはもはや「個人の努力で切抜け困難」な経営状態においこまれているとつたえられています。

そして、こうした一連の「合理化」が、農村からの出稼ぎ労働者に代表されるようを不安定な身分で働く労働者にもっともつよくしわよせされることは指摘するまでもありません。石油危機をひきかねとする経済危機がつたえられるや否や、全国六〇万人といわれる出稼ぎ労働者―水田や畑作農家からの出稼ぎの場合には、トラクタ―等の農業機械の値上り、稲の促成栽培に使うピニール等の資材の値上りによる現金支出の増加においかけられ、

また畜産農家からの場合は、七三年春から七四年春にかけての一年間に一トン四万円から七万円へと実に七四%もあがった配合飼料に苦悩する出稼ぎ——の求人ストップ、残業カット、週休二日制実施、待機時間の増加、そして職能給導入などによる賃金ダウン、首切りがあいつぎました。

八目は疲れ、肩をこらして、月三、〇〇〇円の内職でも………

ものはあがり、実質賃金はさがる、貯金は目減り、残業賃金は入ってこない……インフレ下において私たちの生活は苦しくなる一方です。やりくりの限界をこえた家計簿を前にして、しかし子どもにだけは人並の教育をうけさせたい、疲れて帰る夫に少しは目先のかわったものを食べさせたいとなると、現金収入を少しでもまず外に方法はありませぬ。こうして、本雇、臨時、パート、内職など、さまざまなかたちでの妻の就業がふえます。事実、七二年から七三年にかけての婦人労働者の動きをみても、非農林業への婦人の就業が大幅に増加しています。とりわけ中高年令層の、いわゆる主婦層が臨時、

日雇、パートで就業する形態が急速に増加しています。たとえば、七三年一月、労働省から七二年の雇用動向をまとめた『昭和四七年雇用動向調査』（調査対象は主要九大産業で常用労働者五人以上をやとっている約二万九千社）が発表されていますが、そこには、七二年度には就職者数が調査史上はじめて女子が男子を上まわり、また女子パートタイマーが対前年度比一〇%という前例のないのびをしめたことが報告されています。そして、こうしたパートタイマーの増加について、「景気動向の見通しが立てにくいところから、企業側が常用労働者をやとうことをきらったほか、七二年後半から目立ち始めたインフレ物価高で、家庭婦人が生活防衛のため、職場に進出したためではないか」と説明しています。

さらに、内職も増しています。六九年度の労働省調査が、日本の世界の八世帯に一世帯は内職世帯という推計を出したことは記憶にあたらしいところですが、内職希望人口はますますふえています。この点について、七四年三月一六日付の北海道新聞紙上で道立札幌内職センターの所長は次のように語っています。「最近の異常な物価高のなかで、生活をおびやかされている主婦は多い。

内職を希望する人は急カーブでふえています。とくに二〇代、三〇代の人が目立ってきています。」しかし、その内情は、たとえば本州から材料をとりよせ、三年前からシヨール編をやってゐるAさん(三七才)の次のような訴えと大なり小なり類似した問題点をかかえてゐるといえましょう。「ものすごい物価高で家計は圧迫されるばかり。小学生二人の子供の学用品購入のたしにでもとやっていますが、一ヶ月の工賃は大体三千円、家事の終った昼間は体を休める間も惜しく働いてですよ。夜も仕事をしたいが、電気代、灯油代を計算すると全く赤字。だから昼間だけにしてゐます。肩をほらし、目を痛めてやっているのに、こんな低額ではばかばかしいと、何度もやめようと思つたのですが……。」。

しかも、七三年秋以降、これらささやかな収入源のごとからさえもはじきだされる婦人労働者があいついだことに注目しなければなりません。先にみたような「合理化」攻撃は、まず第一に、もつとも弱い位置にある臨時、パート、日雇、内職の首切り、整理のかたちで行なわれ、その大半を婦人が占めました。「労働力調査」速報の資料をみると、七三年一二月一ヶ月の間に、就業者

は一一月比一七三万人も減少してゐますが、それはとりわけ婦人に集中的にあらわれており一四〇万人の激減を記録してゐます。このうち非農林業就業者の前月比減少が七六万人、うち実に九七%にあたる七四万人は婦人の減少によつてしめられており、この統計をとりまどめた総理府統計局でも「一〇月以降の石油ショックが一二月の労働力の変動に端的に反映され、その結果、景気の変動が敏感にひびく女子就業者中でもとりわけ既婚の中年女性を中心に失業がふえた」と指摘してゐます。内職者の整理もすすみ、七三年暮から七四年春にかけて、「もう必要ない」の一言で仕事をことわられる内職従事者が増加、労働者の家計は、まさにふんだりけつたりの痛手をうけるにいたつたといえましょう。

△いちだんと強い道民生活へのしわよせ▽

**低い賃金** 一年の半分は雪に埋まる北海道で暮す道民の家計にとつて、燃料費と被服費はとりわけ大きな意味をもちます。自国の資源を大事にしないで、ひたすら輸入にたよるエネルギー政策が遂行された結果、かつては石炭王国のひとつをしめた北海道の家々においても灯



油ストーブの普及がいちじるしいが、石油危機以後、この灯油が五〇%をこす値上りを示したのである。被服費も三割がたあがりました。これだけでも道民の生活は他地域の生活よりもよりきびしい側面をもつのですが、それに加えて、そもそも北海道の労働者の賃金は、全国の労働者の賃金の平均よりもはるかに低くおさえられているという問題があります。表②にみるように、全産業平均賃金でみると全国平均より男性で七・五%、女性で一四・八%も低く、とりわけ男性よりも女性、男性では若年層より中高年層の賃金の低さが特徴的です。さらに地域的に比較してみますと、北海道は九州、東北につぐ低賃金地域であることがあきらかです(表③)。この点は、パートタイムの賃金の比較をみてもあきらかです(表④)。

長い労働時間　ところが、それでは労働時間の方はどうかというと、なんと表⑤にみるように、毎月、全国の労働者の労働時間よりも計一日半、一二時間も多く働いているのです。全国的には、あきらかに労働時間、労働日の短縮傾向がみられるにもかかわらず、北海道の場合には、短縮は遅々としてすすまず、七二年においてはかえって増加するという、まさに世界的、全国的な時短の動向に逆行する傾向さえみせています。

表 ② 北海道と全国の賃金水準と格差

	賃 金 水 準				賃 金 格 差	
	男		女		男	女
	北海道	全 国	北海道	全 国		
平 均	7 3.4千円	7 9.1千円	3 8.9千円	4 5.1千円	△ 7.5%	△1 3.8%
18~19才	4 3.4	4 5.0	3 4.0	3 9.9	△ 3.6	△1 5.0
20~24	5 2.3	5 5.5	3 9.2	4 4.8	△ 5.8	△1 2.5
30~34	7 4.8	8 3.2	4 0.5	4 6.2	△1 0.5	△1 2.4
40~49	9 0.8	9 9.3	4 1.6	4 8.1	△ 9.1	△1 3.6
50~53	8 6.3	9 5.4	3 3.0	4 7.9	△ 9.6	△1 8.6
60以上	6 0.9	6 6.3	3 3.9	4 3.4	△ 8.2	△2 2.0

(賃金構造基本調査7 2. 6. 全産業平均 所定内給与10人以上規模平均)

表 ③ 賃金の地域格差（南関東＝100）

	20～24才		40～49才	
	46年	47年	46年	47年
北海道	81%	82%	78%	75%
東北	77	76	66	65
北関東	90	88	75	75
南 "	100	100	100	100
北陸	89	85	78	78
東海	99	96	89	89
近畿	101	96	89	87
京阪神	100	101	97	99
山陰	75	78	64	64
山陽	97	94	81	81
四国	86	89	76	79
北九州	81	81	71	72
南九州	68	70	56	61

労働省『賃金構造基本調査』 1972

表 ④ パートタイム労働者の1時間当り  
賃金額および地域間賃金格差

	1時間当り 賃金額		地域間格差 (南関東＝100)	
	46年	47年	46年	47年
北海道	123円	162円	68%	80%
東北	127	138	70	68
南関東	182	203	100	100
北陸	146	158	80	78
東海	176	180	97	89
京阪神	182	213	100	105
山陰	125	138	69	68
山陽	144	162	79	80
四国	136	157	75	77
北九州	123	135	68	67
南九州	111	129	61	64

製造業、生産労働者（女）  
労働省『賃金構造基本統計調査』 1972

表 ⑤ 労働時間の比較

	北 海 道		全 国	
	総実働時間	労働日数	総実働時間	労働日数
40年	197.4時間	23.9日	192.9時間	23.6日
41	197.7	24.0	193.2	23.5
42	202.3	23.9	193.0	23.5
43	200.2	24.0	192.7	23.4
44	199.1	23.9	190.0	23.1
45	195.2	23.6	187.7	22.9
46	194.4	23.6	185.7	22.9
47	196.6	23.8	184.7	22.8

道労働部  
『労働白書』

表 ⑥ 消費者物価地域差

	指数	順位
全 国	100.0	—
北 海 道	100.9	3
東 北	97.5	6
関 東	103.2	1
北 陸	98.8	4
東 海	98.7	5
近 畿	102.1	2
中 国	97.5	6
四 国	97.1	8
九 州	96.8	9

総理府統計局

『小売物価統計調査』 (1970)

高い物価 賃金は低い、労働時間は長い、北国の生活必需品の灯油や被服費は高騰、これでは道民の生活が楽なはずはありません。せめて物価でも低ければ話は別ですが、北海道は全国九地域中、関東、近畿について物価が高い地域なのです(表⑥)。生活必需品のプロパンをはじめとする北海道価格の放任が、物価高をいっそう推進していることはいまでもありません。全国一物価

の高い関東や近畿は、しかし先にみたように賃金も全国のトップレベルに立つ地域です。北海道を下まわる賃金の九州や東北は、物価指数では北海道をはるかに下まわる物の安い地域なのです。このようにみても、賃金は低く、高物価にあえぐ北海道、冬期間の燃料代と被服費という大口の支出をかかえる北海道、労働時間の長さでも全国平均をはるかにしのぐ北海道、そこにおける道民の暮しは、全国一といっても言いすぎではない、非常にきびしい状態におかれているといえましょう。

全国平均をはるかに下まわる生活水準 七十一年の道の生計調査のなかに、本道の一世帯が一年間に購入消費した品物の数量と金額を全国平均と比較した資料が含まれていますが、いま、その資料をもとにして道民の衣食住にわたる暮しのアウトラインをえがいてみましょう（この点について、詳しくは、『74賃金白書』（全道労働協、七四年）を参照のこと。表⑦参照）。まず、北海道では、酒類ではしょうちゅう、二級酒、たばこでは新生主食では徳用米、肉類では羊肉、菓子ではかりんとうの消費量がいちじるしく高いこと、主食費の高さと副食費の低さが指摘されています。さらに被服費をみると、冬

表 ⑦ 北海道および全国の一世帯が一年間に購入した金額（1971）

		北海道全国	
衣	洋、和服類	117,105	121,270
	下着類	13,120	19,385
	くつ下等	5,158	4,573
	服飾品	6,730	8,382
	寝具類	7,132	8,380
食	主食	59,123	55,415
	副食	165,915	190,213
	乳卵類	20,419	25,489
	肉類	26,476	37,636
	菓子類	22,353	25,478
	酒	19,911	19,907
	煙草	14,234	8,818
住	設備修繕	8,794	19,230
	家具什器	3,207	3,034
	台所用品	3,876	5,084
その他	保健・医療	25,505	27,928
	教養娯楽	65,500	82,199
	教育	18,718	24,081

（道生計調査より作成）

期間の衣類への特別支出があるにも拘らず支出総額は全国平均を下まわり、さらに寝具類への支出も全国平均より低いのです。住居にかける設備修繕費、台所用品等へまわす額、さらには保健医療費も教養娯楽費も、はては教育費も全国平均の支出よりもはるかに低いのです。そこには、低い賃金と冬期間の大きな支出、そして高物価が、道民のくらしに大きなゆがみとひずみを結果している事実、全国的にインフレ下の生活破壊が続くなかで、とりわけ道民の生活には、そのしわよせがきびしくよせられている現実がうかびあがってきます。

こうした生活環境を反映して、北海道は、生活保護率において九州につぐ高い保護率を示しています。医療関係の遅れもいちじるしく、北海道には無医地区が一五市町村三五四地区もあります（七三年五月現在）。医療技術者の人口十万人あたりの比率をみても、医師（全国平均一・六・七に対し北海道は一〇一・八）、歯科医師（全国平均三七・五に対し北海道三〇・三）、薬剤師（全国平均七九・三に対し北海道五七・三、いずれも一九七二年現在）といちじるしく低いのです。さらに、従来から、貧しくとも自然には恵まれているといわれてき

た北海道の自然も、国土総汚染と破壊の進行からのがれることはできず、大気、土壌、河川、海のいずれにおいても急速にその汚染と自然破壊がすすみ、しかも交通事故の死者は七〇年来四年連続全国一位というのぞましくない記録を保持しています。

本号の特別寄稿論文において、森山軍治郎氏は北海道の「二重の負の歴史」について展開されています。以下の生活をまもるたたかいのなかで指摘されるように、今日、この二重の負を克服するたたかいは急速にもりあがってきておりますが、しかし、いまだその克服にはほどとおい状態において道民の生活がいとなまれている現実を、以上の資料は私たちに訴えているととりおさえることができましよう。

#### 参考文献・資料

- 『七四春闘のための労働統計集』 日本機関紙協会
- 『一九七四賃金白書』 春闘共闘委員会
- 『労働力調査速報』 総理府統計局
- 『七四賃金白書』 全道労働
- 『道民生活白書』（四八年版） 北海道

## くらしと健康を守る消費者運動

進 藤 理 恵 子

△はじめに▽

昨年末の「つくられた物不足・石油危機」によって私たちのくらしが大きく脅かされ、そしてその後は、新価格体系を目指すという言葉のもとに公共料金主導型の物価値上げの口火が切られています。日本の経済の高度成長のもたらしたはずが、物価、公害、資源問題、地域社会の過密過疎、社会保障の著しい貧困、農漁業の危機的状況、新しい型の貧困等、ありとあらゆる面に噴出しています。どの点ひとつとりあげても、身近な私たちのくらしと結びつかないものはありません。とりわけ限られた収入で生活している年金生活者や生活保護世帯や福祉施設等に対するしわよせは、もうどうにもならないところまでできています。消費者物価指数や卸売物価指数が毎月記録の更新を続け、とりわけ生活必需物資の高騰がわたくしたちのくらしをかってなく厳しいものになっています。一方、こうした国民の生活の不安や苦しみの

中で、大企業は、買占め売り惜しみ、便乗値上げ等により空前の高収益をあげていることがあきらかにされています。さらにこの機を通じ、大企業の市場支配がますます拡大強化されてきています。また飼料の輸入高騰を契機とした乳製品、畜産物の暴騰にみられるように食糧問題も深刻な状態を迎えようとしています。PCB、フタル酸エステル、種々の重金属による人体の汚染、健康破壊も進行し、AFPによる食品公害の危険性の警鐘も鳴らされています。国民の有病率も加速度的に高まり、中でも老人の三人に一人は病気であるというたいへんな実態となっています。しかし医療に関しては、あい変わらずの医師、看護婦不足、「低医療費政策」が続けられ、見通しの暗い状況です。

情勢をひとつひとつ考えてみることは他に譲ることにして、ここでは、とにかく国民のくらしと健康の脅かさ

れている以上のような情勢の中で、どう私たちの生活を  
守ってゆくのか、さらに具体的には全国でどのような運  
動がくりひろげられ成果をあげているのか、その中心と  
なる力は何であるのかにふれてみたいと思います。

△新たな発展段階を迎える消費者運動▽

現在、日本の消費者運動は、量的に、さらに質的にも  
新たな発展段階を迎えています。昨年の「つくられた物  
不足」の際、曲り角を迎えた消費者運動などということ  
がマスコミで語られたようなこともありませんが、逆に大  
企業の横暴があきらかになればなるほど「考える消費者」  
から「行動する消費者」へと自らの意識を変えてゆくこと  
が必要となります。大量消費を押しつけられる「つくら  
れた消費生活」から、単に「節約は美德である」などと  
いう水準をこえた、より自覚的な、科学的データにもと  
づく消費生活を創造してゆくことが大切になっています。  
量的な面からいえば、消費者団体への加盟人員は、生  
活協同組合（約五〇〇万人）のほか、主婦連合会、全国  
地域婦人団体連絡協議会、各地の生活学校、農協の婦人  
部をはじめ、全国で二千万人にも達していることが推定

されます。質的な面からすると、それぞれの団体固有の  
活動の中味を持ち、歴史的な値上げ反対を中心とする運  
動から、以下のように多面的なタイプのものへとひろが  
りをみせています。

①研究や学習を中心とするもの——研究や学習は、ど  
のような運動にも基礎的な活動であるといえます。財団  
法人新生活運動協会が昭和三十九年に始めた生活学校は、  
はじめ、生活合理化運動の一環としての研究、学習活動  
の性格を強く持ち、「賢い消費者」をめざす運動とされ  
ました。研究や学習をすすめるということは、実践への  
エネルギーの土台となることですから、強い住民運動的  
性格をもたらしことにも結びついています。

②告発的性格を強く持つもの——アメリカでいえばラ  
ルフ・ネーターを中心とするグループの活動に示され、  
日本の場合でいえば、日本消費者連盟の活動に特色がみ  
られるといえます。ウソツキ商品やウソツキ商法の横行  
の中で、消費者から持ちこまれる問題提起や商品をめぐ  
る苦情を、学者、技術者、法律家など専門家の力を借り  
て分析し、マスコミに訴えたり、法的な手段によって解  
決を計ったりするものです。「消費者運動はなまなまし

い政治の問題であるから、イデオロギーや政党間の利害を抜きにして、主人公であるわたしたちは、代理人である議員を消費者のために活用しましょう」とも呼びかけています。

③ 生協運動——生協運動も、国民のくらしと健康を守るとりでとして盛りあがりを見せ、国民的期待も高まっています。購買生協、医療生協、共済事業、住宅生協と幅広い活動を行っています。生協組合員自らが行う事業活動を伴った、生活を守る大衆運動であると定義づけることができます。組合員が出資者、利用者、運営者という三つの性格を一体的にかねるといふ意味で、組合員自身の大衆運動（組織）であり、組合員自らが経営する事業活動を伴うことが他の運動に比べ不可決の要素となっていることが大きな特色となっています。組合員の生活を守ることを目的とします。ロッチデールの原則（一、加入脱退の自由、二、民主的運営、三、出資に対する配当の制限、四、利用高に依じた剰余金の処分、五、教育活動の尊重、六、協同組合間の運帯活動）を軸として「組合員自身の活動」が追求されています。具体的な活動については次項で触れてみます。

④ 企業に対しての大衆的な抗議行動——特定の消費者団体が独自に行ったり、多数の団体が共同行動をとったりする場合がありますが、専門家だけではなく、大衆の運動としてあらわれているところに行動の大きな特色があります。「石油たんばく」をめぐって多くの団体が「石油たんばく禁止を求める連絡会」に結集し、メーカーに生産中止にふみ切らせたいことは消費者運動の影響力を象徴するものです。その他メーカーの荷止め、灯油獲得等に対してもこの大衆的な抗議行動は大きな成果をあげうる力となりつつあります。

⑤ 不買、買い控え運動——ある企業やある商品に対する抗議行動の場合や、消費者が自らの浪費を反省し、自らの生活規律を確立する場合がある。二重価格の実態の不当性に抗議した「カラーテレビの買い控え運動」は結果として実質的に大巾値下げさせたとはいえないにしても消費者五団体（主婦連、地婦連、生協連、消費者の会、婦人有権者同盟）が手をつなぐことによって団体が結集しあうことによる運動の展開が可能であることを示したものです。



△生協においてのくらしと健康を守る大衆活動▽

四八年春におきた大豆、木材、灯油をはじめとする生活必需品の物不足、価格高騰は、さらに秋には、トイレットペーパー、砂糖、洗剤へと広がってゆき、「千載一遇のチャンス」であると国民の生活の悪化の中で暴利をむさぼろうとする大企業、大商社の姿が国民の目にあきらかにになりました。その状況の中で、消費者の抵抗の運動はかつてなく進みました。

中でも「物不足」価格つり上げの真犯人であるメーカーや商社、またPCB、水銀のたれ流し企業等大企業に対して直接抗議行動をおこしたり、要求をぶつけてゆくという活動が強まったという事は、ここ一二年の大衆的運動の大きな特徴であるということが言えます。またその活動により大きな成果をあげています。

例えば、「物不足」価格つりあげに反対して、大豆や灯油等輸入価格の明らかなものについては原価計算をして価格のつりあげがいかにかに不当なものであるかを資料につくり、学習活動を強める一方、議会に働きかけたり、メーカーや問屋に働きかけ品を確保することによって市場価格を下げさせるという活動を行いました。灯油につ

いては、組合員とともに石油連盟やメーカー、通産省、

通産局、地方自治体、国会、地方議会に対して陳情や請願、要請行動、署名活動をくり広げました。さらに公正取引委員会に対しては、石油業界の不当なヤミカルテル、ヤミ再販行為を申告し、業界に対する抗議行動を強めました。現行の独禁法に大きな問題があることも改めてあきらかにされています。現在、政府は三八〇円という標準価格を徹廃し、民生用灯油の元売り価格を二五、三〇〇円にすると伝えられています。もしそうなると、配達料込みの灯油価格は七〇〇円を大幅に上まわるのではないかとということが懸念されています。パニック時の不当利得をはき出し、石油製品の原価を明らかにし、国民生活優先の等価比率を採用し、民生用価格の大幅引上げをおさえること、石油二法、独禁法等を正しく運用し、量の確保、価格引下げをはかるよう要求することが必要となっています。

その他、ライオン歯みがきや三省堂の辞書の二重ラベールによる価格つり上げ反対の運動をはじめ、福島、群馬、埼玉、東京、神奈川など全国各地で集会が開かれ、主婦組合員のかつてない大きな結集がみられています。

公共料金の値上げについても一連の統一行動がくまれ、関西電力値上げ反対のとりくみについては、京都、大阪、兵庫、和歌山、奈良では消団連を通してねばり強い反対運動が行われました。消費者米価についても国民的な値上げ反対の声の中で価格引上げ時期を四九年九月まで延期させています。牛乳についても、農民は農機具、飼料代の高騰に苦しみ、消費者は価格上昇のつけを回されて、栄養源として牛乳をあてにすることはできないという状況となっています。この点の克服のためにも、酪農民との定期的な会合が、地方段階、全国段階でもたれ始めています。

また管理価格、再販制度に対する活動は、独占的なシエアをもつ大企業がカルテル、ヤミカルテルによって価格を一方的に引上げることに対抗し、再販制度追放の月間を設けて三年目を迎えました。再販については、薬の一部、千円以下の化粧品を除いて、歯ミガキ、洗剤、石ケンの再販指定品目はずさせることができました。

有害商品の追放のとりくみは、昨年六月に全国を覆えあがらせたPCB、水銀等による総汚染があきらかにされる中で、全国的に盛りあがりを見せ、組合員の学習活

動、スライドづくり、生協店舗からの汚染魚追放が行われ、鳥取、愛知、神奈川、富山、宮城、山形、北海道などでとりくまれた漁民、小売商を含んだ住民ぐるみの運動の形態が地につき始め、汚染メーカーに対する監視の強化、国地方自治レベルでの汚染実態調査の体制が、きわめて不十分なが前進しました。有害であつたり、まだ安全性の確認されていない食品添加物や飼料を使用しないハム・ソーセージ、カマボコ、無漂白パン等の食品の開発を生協自身の手で行つたり、卵、肉をはじめ農産物の産地直結や合成洗剤の安全性の学習をするなど有害商品追放の運動のとりくみも進んでいます。

国民の医療を改善拡充する運動も、健康保険改悪反対の請願署名をはじめ、医療生活協同組合を中心にするためられています。年金、生命保険、住宅問題、銀行問題についても消団連や消費者大会の場で年々深められ、消費者自身の実感もつた活動としてとりくまれました。

また生協では、以上のような大衆的運動の面のみならず、よりよい暮らしを求めて多面的な組合員自身の活動が行われています。家計の研究グループは、家計簿をつ

けることを軸としてさまざまな調査活動を行っています。家計簿から、諸物価の値上がりを反映する資料をつくり出したり、まぜごはんやカレーライスの一品料理を作るのにかかる費用を経年的に比較調査したり、物価の上昇率のわりには食費の動きが少いからこれは栄養にしわよせがいつているのではないかと栄養家計簿をつけて、家族の栄養のとり方を再検討したりしています。またお米について、毎月購入するお米が標準価格米なのか自主主流通米だろうか、量はどの位だろうか、価格はどうか、どこから購入するのかが等を調査し、お米の安定供給と食管理制度を守る活動に役立っています。その他商品の比較テストを行う商品研究グループ、テストグループの活動もめざましく、生協のコープ商品とナショナルブランドのものとの比較調査等、生協の商品開発に役立つ活動を行っています。子供のしつけの学習会を開く生協やお花、お茶、手芸などの生活を豊かにするサークル活動も行われそのような活動を通して生協への結集が強まっています。

#### △当面の消費者運動への課題▽

わたしたちのくらしをめぐる情勢が日に日に変化する

中で、消費者運動に課せられるいくつかの課題を考えてみましょう。

生活必需物質について、灯油については石油需給適正化法には国民生活優先が明記されているとはいっても、国民の監視が不十分であると高値安定の業界カルテルを公認することにもなりかねません。国民生活に必要な物資はきちんと確保させること、投機防止法や独禁法の内容の充実、運用の強化をはかり、買い占め、売り惜しみ、便乗値上げを嚴重にとり締まらせることが重要です。

つぎに国の予算の使い方、財政投融资がどのように行われているか等、国の政治経済の中味を国民の生活本位に変えさせてゆくことが必要です。公共料金主導型の値上げが行われようとしている今、わたくしたちの生活の角度から国の予算を点検し直しましょう。

さらに、食糧をはじめ重要な資源について私たちはより実態を把握し、自給率を高めることや自立性を強めることが必要となっています。

公害や有害商品、表示の問題が、狂乱物価に覆われてしまっているように見えています。PCBをはじめとする総汚染はますます深刻になっているのです。改めて点

検査や有害性排除を進めなければなりません。高度成長の陰で環境問題や安全問題がなおざりにされてきたことに ついて姿勢の転換をせまらなければなりません。課題は たくさんあります。

最後に、なんといっても重要なことは消費者のひとり ひとりがまとまって声をあげなければ力にはならないと いうことです。先ごろまとめられた「婦人に関する諸問 題調査会議」の報告書の中味は、現在の婦人の置かれて いる状況と問題を示したのですが、その中でも市民運 動や消費者運動に対して婦人の進出が目立ち、消費者意 識も運動への参加の中で学習し高まりつつあるとされてい ます。例えば、昨年の母親大会の「女性の生きがい」の分 科会にも「私の生きがいは、地域に児童文庫を作ったり、 生協運動をすることにあります」という三人の子を持つ お母さんの発言がありました。この言葉に象徴的に表 われているのは、くらしを変えろという視点に立った、 婦人の主体的な自覚の高まりであり、このような主体的 条件の変化の積み重ねと、一方にある生活環境やくらし の水準の悪化という客観的状況がいまって今日の消費 者運動を支えていているのだということがいえると思ひ

ます。

第一二回消費者大会には、前年よりさらに多様の要求 をもった消費者が結集しました。中央の全国消費者団体 連絡会には、総評、主婦連、公団住宅自治会協議会、消費 者連盟、日本生協連、母親大会連絡会、高物価重税反対 中央実行委員会等二〇団体が結集して活動しています。 全国各地にも消団連結成の動きが高まり、共同行動の輪 をつよめつつあります。また労働者との物価問題での共 同行動は、労働三団体、社、共、公三党、消費者団体を 中心に七〇団体が「インフレ阻止国民共闘」に参加し、 国民的共闘の場は広がっております。このように、多 面的で広汎な消費者運動を展開するための組織的な調査 活動、学習活動もすすみ、大きな運動の流れを着実に支 えていることも最近の消費者運動の大きな特徴といえま しょう。(日生協勤務)

## 生協における物価運動

浅田 琉璃子

△はじめに▽

今日、北海道において活動している生活協同組合（以下、生協とする）は、四〇単協あり、これら生協に参加する組合員は二六万人をこえ、その家族数にすると一〇〇万人を数える大きな組織に成長してきています。

道内の戦後の生協運動は炭礦など労働組合を母体とした職域（職場内）生協から、基礎が固まったといえますが、その他、大学、共済、住宅など各種生協もつくられました。昭和四〇年になって札幌市内に生協が誕生し、はじめ生協が地域に作られ、その後、次々と各都市にひろがってきています。あいつぐ物価値上げと有害商品のはんらんする中で、くらしと健康を守る願いは切実になっていきます。こうした中で、消費者が出資し、運営し、利用する——消費者の生活自衛組織である生活協同組合は、消費者の生活のよりどころとして大事になっていきます。生協は「よりよいものを、より安く」をモット

ーに、物価値上げに反対し、管理価格、有害商品、不当表示商品に反対し、みんなの力でくらしと健康を守ることをめざしています。店別に、または、地区別に、あるいは五〜十人の班毎に集まり、物価のこと、商品のこと、公害についてなど話し、時には講師を招いた学習会など、単に店で買物するだけでなく、広くくらしを見直し、台所と社会をつなぐことも地道にくりかえし取組んでいます。

△生協における物価値上げ反対運動▽

昭和三六年に全道労協などと「物価値上げ反対道民懇談会」を結成して以来、新聞代値上げ反対運動はじめ諸活動に取組んできていますが、値上げ反対運動の中で生協ではいくつかの消費者ブランド商品をもってきています。（キッコーマンからの味のきりかえ）

昭和四二年といえば、昭和元祿といわれた”好景氣”時代ですが、牛乳、醬油、消費者米価、医療費などの値上げが続き、広がりはじめた公害への不安と合わせて、くらしを守る願いはますます国民の中に強まってきていました。この年、私たちは牛乳、米価、醬油の値上げ反対運動を行いました。とくに醬油問題では便乗値上げした大手メーカー・キッコーマンの不買を道内婦人団体と共に行的、あわせて消費者の意見をとり入れた「醬油」を作ることを計画しました。七ヶ月間、道内各地で①キッコーマンの不当な値上げを宣伝し、独占メーカーの物価値上げについて（ブライスリーダー、管理価格など）の学習活動をおこし、②醬油の官能テスト（味ききテスト）、成分テストそして味のきりかえ運動をひろげました。醬油のよしあしをきめるには官能テストが一番というところで二ヶ月にわたり、二八の生協で一、〇一〇名の主婦がテストに参加しました。結果はキッコーマン最下位で道内メーカー品がそろって上位をしめ、有名メーカー品は、品質がよいというそれまでの認識は、ひっくりかえりました。高くておいしくなかったメーカー品から、消費者がためした道内品にきりかえ、これを消費者ブラン

ド——COOP商品として供給しました。こうして、この「醬油」運動は、消費者が先入観にとらわれず、よい商品を選び出し、味と値段は消費者の手で決めていくという消費者主権の意識をよびおこす上で、貴重な経験となりました。その後も、くり返しテストを行い消費者が作り育てる商品として今なお広く普及しつづけています。

（安くておいしい牛乳を求めて）

昭和四四年三月には再び牛乳値上げが起り、道内各地で、労働組合、消費者団体、婦人団体が反対運動に立ち上がり、値上げ分不払いで抵抗し四月からの値上げを二ヶ月間延期させるという成果をあげました。

この運動の中で私たち生協は

① 牛乳を宅配でのむ習慣から、生協の店頭から買って飲む習慣に。

② 高い「加工乳」や「色もの」をやめ、普通牛乳を。という考え方で四ヶ月にわたる価格すえおきでがんばって上げ中三円を一円〜一・五円に抑えました。また、その中で酪農地でありながら北海道の飲用量が少ないこと、

北海道（とくに十勝地方）では年間乳脂肪の高いおいしい牛乳が生産されていること、飼料に稲ワラを使わないので農薬の心配もなく安全性が高いことなど、あらためて恵まれた北海道の条件を見直し、よりよくより安い牛乳を作れることを考え、農民工場の「協同乳業」との話し合い、調査、検討のすえ、誕生させたのが「三・四生協牛乳」です。

それまで普通牛乳といえば乳脂肪三・〇%以上でした。が年間平均して生産できる乳脂肪として全国ではじめて三・四%を決めたのです。また、店頭買いをすすめるために紙容器をとり入れ四五年一月末日より十七円で供給しましたが、大変な評判で急速に拡がりました。その結果、前年値上げした宅配牛乳は、生協牛乳の登場で値下げせざるを得なくなり一挙に五円も下げたところもありました。こうして、生協牛乳は、組合員のくらしを守るだけでなく、道内の牛乳の値段を大きく引下げる成果をもたらしたと云えます。翌四六年九月には、また値上げ問題が起り、消費者八団体が中心になって交渉を重ね、北海道のみ三ヶ月間値上げを止めさせることが出来たのは、従来の三大メーカーだけで牛乳の価格は決められな

い状況——生協牛乳の存在——があり消費者がこれを力に斗えたからと云えます。しかし、その後は、値上げはまず生協から……との立場で、生協が値上げを認めないからと、メーカーは製品の原価公開も、はっきりした理由の説明もしないまま、生協と酪農民、小売店を対立させ生協に値上げのリーダーシップをとらせるように仕掛けてくるといふ危険な状態にもなっています。生協牛乳誕生以来、五度目の値上げが今、出ています。酪農はまさに危機的ですが、原乳が上がったら、すぐ消費者の価格にはねかえるのでは、たまりません。牛乳は主食にづく食品として、大事なものですから当然、政治的対策が必要で、酪農民が安心して働ける乳価、そして国民がもっとたくさん安心して飲める牛乳にするために、今年の牛乳問題はやはり、こうした政策的課題にまで目をむけてゆかなければ……と考え話合っています。

△まず、公共料金の値上げ反対▽

二つの報告が長くなってしまい紙面も少なくなりまして。が、この他、「再販」制度、新聞、ガス、電力、そして灯油と実にたくさん、しかも、どれも私たちの生活にとって切実な問題はかりを取組んできています（現に、

今、新聞代、灯油代、牛乳代と値上げが出されて運動しているのですが……)。物価問題は、今日、国民の一致した関心事です。各々の団体が独自の取組みを強くすることと合わせて、一致する課題で共同して運動をすゝめることが、国民のくらしと健康を守る上で、特別、必要な状況になっていると考えています。今年はずでにガス、電力が値上げされ、さらに、国鉄、消費者米価、郵便料金、など公共料金の値上げが続々と計画され、私たちの生活に与える影響は、深刻です。政府主導型の公共料金値上げに、まず、二致して反対しましょう。

そして、道民生活に欠せない燃料―灯油、プロパンの大幅値上げに反対しましょう。現在、道内二〇団体が、灯

油、プロパン値上げ反対連絡会をつくって、共同行動を行っています。生協では、全道二〇万人の署名に取組み中ですが、一人一人が、生活の実感を通して物価をとらえ、行動できるようにと、班や店毎での学習や、自治体行動も計画しています。地方に運動を拡げることが今年の課題だと考えています。さらに四七年に「物価値上げ反対道民会議」を発展解消して結成された「北海道消団連」では、生協連が事務局団体となっています。これら共同活動を推進する上で、生協のもつ役割は大事になっていると痛感しています。

(北海道生活協同組合連合会勤務)





§§§§§  
§§§§§ 北海道の婦人のたたかい §§§§§  
§§§§§

## 教師の研修権確立をめざして

鈴木雅子

△はじめに▽

すでにこの誌上から教師の研修権確立と、私の職場復帰への斗いについて二度ほど訴えさせていただき暖かい御支援を受けてきました。が、昨年十月二十五日、道人事務員会裁定で職場復帰を勝ちとる事が出来ました。これをここに御報告し、これまでの御支援に心からお礼申し上げます。そしてこの斗いの意義と、今後に残されてしまった教師の研修権確立への道筋を明らかにしなければいけないと思っております。また、反彈圧の斗いが持つてゐる困難な側面を、勝った機会に共通の認識しておかねばいけない責任も感じて重い筆を取りました。

△職場に復帰して▽

三年七ヶ月目に仕事をとりもどし、いま北見工業高校は生徒数が四五五名に養護教諭が二人います。「養護教

諭が足りない」そうだからそのうちにどちらかが動く事になるかも知れないけれど、この数ヶ月私たち二人は実に恵まれた労働条件の下で働きました。病気持ちの私は徹底した治療の機会が与えられたし、もう一人は保育園を頭に三人の子供の母親なので受乳時間九〇分はもとより、現在私達の組合が獲得している母性保護の権利が完全に行使できました。そして何よりも、今までは事務的な仕事に追われて手がつけれないでいた保健室を訪れる生徒の経過観察や、問題発見での見落としが少なくなりました。そして今は、たばこ退治にとりくみかけています。その中で、保健で教える青年期の心身の特長が生徒の身にも皮にもならないような教科書である事や、地域、母親の生活や文化の中の問題点を発見しています。青年期の心身の特長が本当にわかり、青年が生き抜くに

働する人生を発見したならば、たばこ退治など困難なものではないでしょう。このように教師の労働条件の向上（定員増）が直接教育の中味を変え、"ゆきとどいた教育"に連なる事を、こんなに早く知ろうとは思いませんでした。

△私には北見があった▽

ともかく、この斗いをみる時、この三年七ヶ月における職場を基礎にした解雇撤回斗争だけに光を当てるのは正しくない。何故なら。この処分は教師が自主的に研究する権利を確立し、教育内容に権力を介入させないための私たちの姿勢に対する道教委側のなり振りかまわぬおどしであったのだから、私たちが教師の研修権確立への意志を固め、民主教育を守り、斗ってこれを育ててきた歴史こそ大いに価値があり、意義深いわけです。それを北海道高教組の斗いの歴史の中で私の住む北見の仲間たちが、どのように地域で実践してきたか、そしてその中で私が何を学び教師の研修権を要求し行使したかふりかえってみたいと思います。

私たちが北見の民主教育を守る斗いの歴史の中には、一九六八年三月、北見北斗高校の木田先生の強制配転の内

示を撤回させた経験があります。あの頃北海道教育委員会は、同じ学校に一〇年以上いた、という理由をつけて、生徒から慕われ、地域に根をおろして教育を考えている先生達を次々にむしりとるように遠くへ飛ばしてしまっていました。私たちは道教委が権力で教育に踏み込むこのやり方に腹の底から怒りを感じました。そして力の限りこれと斗いました。

私は最初に教師になったのが北斗高校だったので、私にとつて北斗高校とは、自ら北斗を去ってからも、去ってから一層に、緑の前庭で昼休み時間に生徒の間でバレエボールやフォークダンスを楽しんだ光景と共に、自由と民主主義の教室のような職員会議を思い起します。生活指導の問題をめぐって鋭い討議が展開し、新米教師の私はじっと耳をすまし、目ばかりぎょろつかせて、斗う民主主義に触れました。その後、自分が教師である事を自覚する時、何時も北斗ではどうだったろうかと思ひ、ここからの"がんばれヤ"という声援と強い連帯の中で、物云えぬ弱さを克服した経験を持っていたからです。

"私には北斗があった"というおもいが民主主義を貫ぬこうとする時のエネルギーの源泉になっていました。そ

の北斗から権力の手で木田先生をもぎ取る事はあの頃の北斗高校を失うことだと考えました。勿論この斗いの最中に私たちに展望など全くありませんでした。校長に面会を求めても門前払い、道教委は「検討する」とのみ、路上でとりおさえた校長には「貴女に答える理由はない」と。しかしくじけずに斗かいました。こうして内示を撤回させた時、私たちは勝因を次のように総括しました。

① 本人木田先生の非妥協的姿勢、② 「守る会」の十日間で二五〇〇の署名、二万のチラシ、ビラ、ステッカーによる大量宣伝、③ 戦鬪的に斗う部分への強い連帯感（斗いの中心が教え子であった）。その日の私の日記には……十・二六以来（工業は全員でダウン）のすぐれない気分が一べんに晴れた。自分に出来る事を全部やりつくしたのでたとえ撤回されなくともさわやかだったろう……と書いている。北見におけるこのような教育斗争の積み上げの上に私の職場復帰と研修権確立斗争は始まった。企業内斗争にしてしまわないための「守る会」という組織が素早く作られていったし、この中に平和運動、婦人運動などの先進的な斗いの経験から、統一と団結の思想に裏づけられた運営の方法が受けつがれていった。勝利

の展望も、日本の政治革新の速度との関りで計られていた。だから私の身は歴史の流れにゆだねられていたようなものでした。

#### △反弾圧の斗いというもの▽

反弾圧斗争の毎日は、見通しはあっても、そんなにおおらかにゆかないものでした。職場復帰を祝う幹事会の席、事務局長の田宮先生は、「事務局長を何度もやめさせて欲しいと思ったが、会長は飛ばされていないし、話を持っていく場がなくてそのまゝになってしまった」と云っていた。処分後一年目、道教委は「守る会」の活動家に総攻撃をかけてきた。つまり強制配転で一度に八名が飛ばされてしまい役員会が成り立たなくなった。その時期の私の日記には「……不信が不信を呼び、裏切りが裏切りを呼ぶ……」（阿部知二著「白い塔」）教科書問題を扱っている」と書き、心情的まきぞえをいまして

ている。

私の職場では、「みせしめ」が目の前にあるのだから仲間を私から切り離すのに敵はそう苦勞しなくてよい。弾圧と懐柔の政策を現場で一番具体的にあびたのが私の職場でした。それは、「誰と誰が日和った」などという

単純なものではない。その時は「ひよった」等という言葉はすでに禁句になっているし、私の発言は封じられてしまう。これが一番先に現れるのは、職場の組合員大衆ではなく執行部です。私に言葉をかけてくれるのは何の役にもついていない人々だけになる。そのように組織的な闘いの中心部がなにかによって破壊されるのではなく「自滅」していくかにも見える。しかしそれが組織破壊そのものだったわけです。

幸い「守る会」には種々の団体の参加があったので、その時期には地域が支えてくれました。新婦人の代表が幹事会で泣き出し、カッを入れた一幕もありました。この時期の闘いは逃げていく人を離さない事なので、私にとっては一歩弱い部分が試された気持ちでした。全く妙な話にもなりますが、人情の機微に優れていれればよいのですが、私の場合、これがうといという特性がむしろ破壊をひき起さないで済んだ、という面もありました。弾圧はそのように人情や人間性をじゃまにするものです。このように苦しかった時、道高教組全体にとっても組織数を最低とした年でした。しかし私の職場ではこのように大変な時にも誰一人として組合を抜けなかった事をいまでも嬉しく思います。また、一度なくなつた私の下駄

箱が何時の間にか誰の手によってか知らぬ間に出来て、首は切られても職場への出入の自由を守り続けてくれました。

岐阜の全国教研（一九七〇年）に参加して私は首になつたけれど、一九六四年の岐阜県教組の運動方針のむすびの言葉の一部は……無理に引きちぎられた輪は、やがてまた一つの輪になる事は間違いない。その時は、再び引きちぎられることを知らぬ、太くてたくましい輪である事にちがいない。私たちはその日のために輪をはずさない……………。

私たちの闘いは、このように闘う日本の教師、日本の労働者が教えてくれたものを大切に学びとりながら、“その日のために輪をはずさなかった”と今感ずる事ができます。そして“再び引きちぎられることを知らぬ輪をいまでも作りつゝある、”と思います。「教育」二月号に新井章弁護士が書いているように、「その闘いはすべての教師が安んじて組合教研運動に参加でき、教育現場のすみずみにもまで教育課程の自主編成権と研修の自由が確立される日まで続くのです。」研修権確立への長い坂道を実践の具体性をたずさえて一歩々々歩いてゆける事をこの上なく幸に思っています。（北見工業高校勤務）

## 夫婦別居配転のたたかいに勝利して

木村弘美

厳しい冬がとおりすぎ、暖かい日さしを感じるこの三月、あの苦しい瞬間を思わせる一年前の三月二四日が、もうすぐやってくるのです。私の胸の内は、思い出すのもぞっとして背すじが寒くなる思いと同時に、本当に斗って良かった、という気持が一杯で、短期間に戻ることができたこのかけがえのない勝利の喜びを、深くかみしめているのです。昨年一月二二日、夫が七ヶ月振りに帰旭してから四ヶ月になります。気持の上では、もう遠い昔の出来事のような気がしているのですが、現在、家庭において別居のためにへだたれた父と子の断絶的な関係をみて、やはり生々しく私の心を痛めます。特に一番下の子が六ヶ月で別れ現在一才五ヶ月ですが、父の姿をみて逃げまわり、私から離れようとしないうです。ちやうど人見知りする頃、父がいなかった為だろうと思いません。子供達は、環境に一番敏感であること、を本当に

肌で感じています。何も理解できない子供達はもちろん、私も夫も、精神的肉体的にこれほど身をすりへらしたことはありません。もう二度とこのような犠牲を決して出させてはいけないうと、強く訴えたいと思います。

私の夫は、北洋相互銀行旭川北支店に勤務している銀行員で年令は三十五才です。旭川に来て以来、組合の役員を続けてきました。私は、わかば保育園に創立以来勤務している保母で三十才です。八年前、私も夫と同じ金融機関に働いていたことで、組合を通じ夫と出会いお互いに共働きを続けようとして結婚し、現在に至っている訳です。子供は六才、四才、一才の三人です。夫は子供ほんのうで、おまえと別れても子供は離さない……と云って笑っているのです。もちろん、時間のゆるす限り面倒をみてくれます。それで、夫は、私が保母として勤務していることを理由として旭川市内から転勤できない

と銀行側に申し入れておりました。けれども、この事情を知りながら、事前に何の予告もなく、銀行は強制的に長万部へ転勤を命令してきたのです。これは夫が現地で働きたいという意志を無視し、妻である私の働く権利を完全に無視し職場を奪うものです。

それでは、なぜ転勤困難である夫に、急行で五時間かかる長万部へ配転させたのでしょうか。それは、北洋の組合を知ればすぐ解ると思います。すでに組合は、三年前分裂をかけられ従業員組合（第一組合）、と職員組合（第二組合）に分かれてしまいました。経営問題研究会と名ずけてみのかぶり、意図的に分裂計画を前から進めていたのです。この第二組合なる職組の中身は完全に銀行と密着しています。分裂の理由は六つ出されました。一、執行部は全員アカにかたむいてるからたちちによめよ、二、全相銀連を脱退せよ、三、青年婦人部の解散、等、本当に腹の立つ何の意味もない理由でした。だからからみてもはっきりしていることは、働く私達にどのような分裂はどんな利益があるだろうか……。利益があるのは経営者であるということ。斗う労働組合から、斗わなくする為の分裂であるということ。何度も話合っ

てもかみ合わず、ついに分裂となった五月二〇日、従組の仲間が家にかけてつけ、涙を流した時のこと、今でも忘れることができませぬ。このような分裂からまもなく、従組に対するしめつけ、いやがらせが少しずつ、手をのばしてきました。それが次第に露骨となり、不当な差別を歴然とするようになりました。結婚式には参加しない。リクレーションは同行させない。役付には昇格させない。その他仕事上で差別をつけ、どんなに従組が正しいと理解している人でも動揺して、泣く泣く移っていった仲間もたくさんいる訳です。従って従組の組合役員は、色々な差別をうけながらも、みんなの中心となって、守っていかなければなりません。私の夫もその立場に立って活動していた一人でした。この、きりくずしのきびしい状態の中で、夫を動かすことは、完全に旭川地協の弱体化を狙った不当労働行為にほかならないのです。さて、夫がこの不当な命令をうけてから私はすぐに闘う決意をした訳ではありません。夫も私も突然のことと、どういう方向で進んだらよいか考えつかず話らしい話合いを一度もしませんでした。別居といっても、そんな生やさしいことではなく、幼い三人の子供達のことと頭にやきつ

いてどうしようもないのです。しかし、口には出しませんが、夫婦一致していたことは、この配転は不当であり、従組にかけられた攻撃であること、二つは、私は、国家試験をのりこえ、自分達の手で育てあげた保育所から、子供達から離れたくない、働き続けたいと思う気持ちでした。私と夫は、無言のうち、斗う決意を固めておりましたが、初めてぶつかる別居の不安に子供達の顔を見ては胸を痛めていました。それからまもなく、不当配転撤回共斗会議が結成され、金融の仲間が立ち上ってくれました。五〇名近くの決起集会と同時に、札幌法律事務所、東弁護士さんが組合の要請で来旭して下さり、私は自分の気持ちをぶつつけていろいろ話し、いくらか斗うていくことの見通しを持つことができました。とにかく、頑張るだけ頑張ってみようという気持ちになったのです。

夫が発発して、一番心配の種は子供達の精神的なことでした。「お父さん出張かい、長万部からいつ帰るの」と聞かれるたび、私は何と答えてよいか戸惑いました。夫がやってくれていた事すべて私の肩にかかり、一家の柱を失うことの辛さ、改めて母子家庭のみじめさを感じたのです。心身共に弱くなっている私を励げましてくれ

たのは従組の仲間、保育所の同僚や近所の人々でした。五月のマーデーを契機に斗いの火ぶたがきられ、組合の執行部を中心に、同居を勝ちとる共斗会議、私達夫婦の決意とすべてが一つとなって、全道的なピラ配布、署名活動が展開されました。支援団体も次第に巾が広がり、特に力を入れて下さったのは、北教組、高教組、金融共斗新婦人、全道労協、保母労組、市職組等でした。私も子供をつれてピラ撒きをやりましたが、思ったより反応があり、銀行の取引している市民の数人が「銀行はこんな悪い事をしているのか、どんな事が詳しく聞きたい」と等と云ってくれました。斗う体制ができた訳ですが家庭における私の立場は、増々困難になってきたのです。子供達の状態と私の気持等日記から拾ってみたいと思います。

七月の暑い毎日が続いた頃、長男の直樹が腹痛で泣いていると保育所から電話がかかってくる。家に帰って様子をみていると別にお腹をこわしているようではなく、何でもないので次の日朝保育所へ連れて行くと又、腹痛はきけが起り、何日も続く為、担当の先生から「病気の時は休ませて下さい」と叱られる。病院へ行くと首を

かしげ、「自家中毒ですな」と診断される。夫に電話を  
すると、一週間程休暇をとって帰ってきてくれたので保  
育所を休ませせ父と一緒に居ると、不思議に何の症状も起  
きないのです。私は今まで無我夢中で気がつかなかった  
けれども、これほど子供の心に影響しているのかと思ひ  
知らされました。それからというものは夫がせめて一ヶ月  
に二〜三回帰って来てもらいたいと願わずにいられませ  
んでした。一ヶ月に一回は長すぎる、直樹が帰ったげか  
りの父を、今度来る日を指を折って数える姿をみていじ  
らしくてなりませんでした。その頃、銀行の第二組合か  
らデマ宣伝が出された。私と子供達三人が戦時中を思わ  
せる姿で駅（函館駅）で寝とまりしている……と。

九月中旬、突然自宅の物置が出火する。三人の子供を起  
し両手にかかえおろすだけ。近所の人が家財の一部  
を出してくれたが、私は何にも手がつかず走りまわって  
いるだけでした。幸い発見が早かったので大事にいたら  
ずホッとするがその夜から不安でなかなか寝つかれない。  
九月十八日、次男の和哉の一寸の誕生日を迎えた。園長  
や同僚から寄せ書きの色紙を戴く。園長の言葉に、「こ  
の可愛らしい手にペンを握るのはいつの日か、母の苦し

みを知る頃はいつの日か……」とありましたが、本当に  
この子がこの斗っている両親の気持を理解する日はいつ  
の日かと、父のいない誕生日を母子四人で祝う。決し  
てころんでも泣かない、たくましい子供に育つことを祈  
りながら……。長女の美由紀は友達と遊ぶことが好きで  
よく近所へ遊びに行くのですが、夕方いつまでも帰らな  
い事があり、何でもないことまで不安に思い夢中で捜し  
廻りました。又、長男長女を保育所へ送り迎えするのに  
徒歩で約四十分位かかるので、自転車を購入する。しか  
し、三人の子供は乗せられない為、三番目の和哉を先に  
保育所に預けに行き、（その間上の二人は家で留守番）  
家に帰って二人を前と後に乗せて行く事にしました。時  
間的に短縮するのですが、事故になる危険があるので精  
神的に疲れが出てくるのでした。一〇月に入り、季節の姿  
目もあってか、かわるがわる風邪を引いて、熱を出した  
り、セキこんだりで、私の体も調子悪くなってしまった。  
銀行側の四答として、来年の三月、遅くとも目途をつけ  
る、との事でもうしばらくの辛抱と、自分自身を励げま  
すのでした。しかし、もうすぐやってくる冬の生活を想  
像すると、気が遠くなる思いで全く自信を失ってしま



うのです。何とか雪の降る前に帰ってきてほしい。この  
気持を長々と社長宛に手紙を出し執行部には、もっと団  
交を強力にして、具体的な早い回答を出させるよう訴え  
る。この頃は、前のようなピラ配布、署名活動は銀行側  
から少しづつ回答を示している為、停止し、組合執行部  
のつめの段階になりました。私も夫も、本当に銀行を信  
用して良いのか、と一月、降雪を目前にして一番つら  
い時でした。

そして、ついに一月九日、原店復帰という、今まで  
では初めての大勝利を迎えたのでした。この知らせを受  
けた瞬間、今まで、張りつめていたものが流されるかの  
ように、ただ涙があふれてどうしようもありませんでし

た。この斗いを通して、私達はつらい七ヶ月間でしたが、  
団結のすばらしさ、仲間の友情、生きることの難しさ等、  
多くの事を学びとった様な気がします。この斗いの最大  
の要素は、単に企業内斗争ではなく、地域ぐるみの斗い  
であり、多くの働く仲間の斗いとして輪をひろげたこと  
であります。この勝利を、私達夫婦だけのものとしな  
い為にも、特に、色々苦しめられて働いている婦人労働者  
の皆さん、勇気と、ほこりをもって頑張っている方には  
ありませんか。最後に、この斗いに、ご協力下さった全  
国の皆さんに心からお礼申し上げます。

(旭川若葉保育園勤務)



## 「北洋相互銀行」における「けんしょう炎」の斗い

笹谷春美

「じっとしていてもキリキリとくる肩の痛み、顔を洗うにもお湯を入れてうすめる程の手、ペンを持つと直ちに力が抜ける手、それをこらえて仕事をしなければならぬ環境、誰が好んで病気になどなりたいと思うでしょう。△中略▽私たちは入行するとき普通の健康人の気持として、いい銀行だからと胸をはずませていました。

でもいまはどうでしょう。毎日のサーピス労働、ひどい時など十時、十一時……こういう状態の中で病気になるっても、あくまで体質とつづばるのでしょうか……。

私たちのがまんはもう限界にきています。大きな「合理化」の波として、はき古した靴下のように扱われるのはもうたくさんです。」

こう書いて七〇年の「業務上認定」斗争に加わったある婦人行員は、現在、「認定」をかちとり、銀行側から補償をうけながら、二時までの勤務体制に入り、機能の回復

をはかりながら仕事を続けています。北洋相互銀行（以下、北相銀と略）の「けんしょう炎」の斗いは、量質とも全道はもとより全国でも先駆的な役割を担ってきました。本稿では、北相銀において「けんしょう炎」が発生した背景、斗いの経過について報告したいと思います。

△「けんしょう炎」の背景——金融業における

「合理化」▽

「けんしょう炎」といえば、すぐ「キーパンチャー」↓「銀行」と連想される程、この新しい職業病と金融労働者は今では切っても切りはなせない関係にあります。職業病は、人間の生活の歴史とともに古くからありますが、「けんしょう炎」は、都市の中心地を占める近代的なオフィスの中で、しかも最新の機械に従事することによって発生している、という意味で新しいといえるとともに、ウラ若き女性が腕を上げることさえ困難な程体の

機能そのものを損われ、ついには自殺者まで出るという事態が、現代の人々の目をあらためて職業病に注目させる役割を果たした、といえます。私達は同時に、今、銀行で何が起こっているのか、ということに目を注がざるをえません。

金融業界では都市銀行を中心に五〇年代より機械化を急ピッチに進めてきました。五〇年単能機、五五年P.C.S、六〇年コンビューター、六五年オンラインシステム……という具合です。この急速な機械化の背景には、さし迫る資本の「自由化」と大企業の大規模な貸出しに備え、膨大な資金量を調達する必要のあったこと、更に、効率の悪い銀行の大銀行への吸収合併を促進する大蔵省の方針がこれに拍車をかけていた、といった事態がありました。そのため各銀行に於て、吸収合併されないよう、競争に勝つため、大規模な「合理化」が展開されるのですが、そのテコとなったのが機械・コンビューターの導入でした。機械化、コンビューター化は同時に人員削減を伴って行われました。当然その頃より一人当り労働量は急速に増大しましたが、これに追いつくをかけるように、事務処理量も従来の倍近く増大しました。それは、

銀行が膨大な資金を獲得するため「大衆のフトコロ」に目をつけたからです。「銀行の大衆化」のキャッチフレーズの下に、消費者ローン、クレジットカード、自動振替等、あの手この手で庶民の手元のお金を銀行に集中しようとなりました。銀行労働者の中から職業病が問題にされ始めたのはこのような状況の下からでした。

#### △「北相銀」における「合理化」と健康破壊▽

北相銀では、機械化については大都市銀行より遅れるものの、人員削減をテコとした「合理化」は六五年頃より急速に展開されました。六八年「第六次長期計画」が発表されましたが、その中身は、高令者と共働き婦人を中心とした大幅減員と、ZD運動、職務給の導入等、アメリカ方式労務管理の導入と二本柱とした「合理化」計画に他なりませんでした。第1表のように、人員は減る一方、資金量、効率化の基準として考えられるパーヘッド（一人当り資金量）は対照的に大巾に増えています。このような大規模な資金集めには「〇〇作戦」と銘うち、「店周ローラー」と称して夜遅くまで男女ペアで個別訪問をさせる等の方法がとられました。「銀行の大

(第1表) 人員と資金量の推移

	人員	増加率	資金量	増加率	一人当り 資金量	増加率
	人	%	(百万)	%	(千円)	%
S41.3	2,373	100.0	90,365	100.0	38,080	100.0
42.3	2,394	100.9	102,533	113.5	42,829	112.5
43.3	2,384	100.5	115,252	127.5	48,844	127.0
44.3	2,330	98.2	130,589	144.5	56,047	147.2
45.3	2,265	95.4	162,594	179.9	71,785	188.5
46.3	2,266	95.4	164,966	182.5	72,800	191.1
47.3	2,210	93.1	200,609	221.9	90,773	238.3

(北相銀従組 資料)

衆化」に伴う事務量の増大は、戦場に慢性的な長時間労働をもたらしました。特に、女子の労働基準法違反の時間外労働も増大しました。銀行は、「オモテの記録簿」と「ウラの記録簿」を作らせ、「ウラ」には実際の超勤時間を記入させ、「オモテ」には一日二時間を超えないよう記録させました。そうすると、三十日にも及ぶ繰延記帳になり、本人が休暇をとっていた日にも時間外を行っていることになってしまい、という笑えない話もあります。組合の抗議に対し「女子の違反労働なしにはやっつけない」と居直る管理職もいる仕末です。女子行員は有休はおろか、生休さえもほとんど取得できない状態になりました(第2・3表)。

北相銀において「けんしょう炎」症状を訴える人が出始めたのは六六年頃からでした。組合はさっそくアンケート調査を行いました。六七年の調査結果(第4・5表)によると半数以上が疲労を訴え、同時に「けんしょう炎」の症状を示しています。続く六九年調査によると、「首・肩がこる」「目が疲れる」の他に「胃の具合が悪い」人が多いのが特徴的でした(第6表)。とにかく、「健康である」と答えることのできた人は全体の割にもみ

(第2表) 生休の取得について

1. 必要日数とっている	1.8%
2. とっているが1日のみ	18.9%
3. 仕事の関係でとれる時ととれない時がある	34.6%
4. とれない	28.5%
5. 不記	16.2%

(第3表) とれない理由

1. 仕事が忙しい	31.5%
2. 同僚に迷惑がかかる	29.1%
3. とりづらい職場の雰囲気	22.5%
4. その他	16.9%

(組合アンケート調査より、1970年1月)

(第4表) 機械操作による疲労度

1. 特につかれる	12%
2. つかれる	49%
3. さほどつかれない	32%
4. つかれない	3%
5. 回答なし	4%

(1967年10月実施)

(第5表) 疲労症状について

1. 肩がこる(いたい)	63.6%
2. 目が疲れる(いたい)	63.6%
3. 指や腕がつかれる	40.0%
4. 耳がおかしい	1.6%
5. 手足がふるえる	9.0%
6. 全身がだるい	5.3%
7. 首、背骨、腰が痛い	13.8%

(1967年10月実施)

(6表) 自覚症状について

	しばしば	たまに	とくに感じない
1. 首、肩がこる	33.6%	38.8%	27.6%
2. 目が疲れる	30.9	35.2	33.9
3. 胃腸の具合が悪い	24.2	30.8	45.0
4. 腰が痛い	19.2	20.5	60.3
5. 首、肩、腕、指が痛い	12.6	23.1	64.3
6. いらいらする	9.6	29.4	61.0
7. 背中が痛い	8.3	24.3	67.4
8. 手、足、腰がひえる	8.7	11.8	79.5
9. 食欲がない	7.3	20.5	72.2
10. 頭痛がする	6.2	26.1	67.7
11. 安眠できない	7.3	20.5	72.2
12. 生理不順、生理痛	22.2	36.3	41.5

1969.10 実施

(7表) 最近の身体の調子について

	健康である	まあまあ	多少健康を害している	病気にかかっている	不記
一般内勤	8.1%	31.7%	39.8%	3.7%	16.7%
事務機従事者	8.6	56.1	30.8	1.5	3.0
外勤	12.2	57.0	27.4	3.4	0
その他職種未記入者	8.6	56.5	23.9	11.0	0
合計	9.3	42.3	34.9	3.5	10.0

1969.10 実施

たない状況です(7表)。

第7表のごとく、一般職種が疲労度、自覚症状共に高率なのは、北相銀のように機械化のテンポが遅れている所では、その分を人員削減でカバーするため、札勤、ソロバン、ボールペン書きによっても「けんしょう炎」症状が発生するためと思われます。

### ハ「けんしょう炎」の斗いV

一九六六年頃より「けんしょう炎」症状を訴える人が続発し、組合調査によると、六八年三二名、六九年七〇名、七〇年百三〇名と増大の一途をたどりました。組合はこの状態に機敏に対応し、まずアンケート調査に取り組みました。同時に、当時、今日のように知られていなかった「けんしょう炎」症状について理解を深めるため、従業員、経営者の双方に教宣活動を行いました。そこからまず第一歩が始まり、六八年秋斗では、治療費補償の協定を結びました。しかしそれは「はり、きゅう、マッサージの治療費の半額を福利厚生上の特別措置として出す」というもので、「業務上」と認めたものではありませんでした。その間、中途退職者の不補充や資金増強運動の尻たたき等で労働条件はますます悪くなりました。

時間中、顔もあげられず、「風邪をひいても休むな」といわれ、女子の違反労働を指摘すると「今の法律が実態に合わないのだ」と暴言をはく次長さえ出る事態になりました。このような職場の下で、中高年層には「いつまでこの職場におれるだろうか」という不安が共通に広がって行きました。又、「けんしょう炎」も続出し、羅病者の悲痛な訴えは、「合理化」そのものに対する怒りに変わってゆきました。まさにこのような状態の中で七〇年春斗を迎えたのですが、全職場の切実な要求として「けんしょう炎の業務上認定」を、「賃上げ」とともに真向から闘うことになりました。組合の要求に対し銀行側は、「業務以外にも原因がある」「医師の診断書に書かれても医者の方角もいろいろある」「銀行は医者でないので判断できない。労働基準局に申請して判断してもらいたい」等、矛盾した答えを繰り返しつつ、一貫して自らが「業務上であるか否か」の判断を下すことを避けてきました。これに対し組合側は、三月から五月にかけて二七回にも及ぶ団体交渉を行い、長期的な粘り強い闘いを展開しました。とりわけ二七名の「けんしょう炎」羅病の婦人たちは先頭に立ち、団交の場でも経営者に自らの

苦痛を訴え「認定」を要求しました。組合側の絶対後にはひかない姿勢に対し、経営者側はとうとう組合側の要求を全面的に認め、医師の診断があれば「業務上」と認め、治療費その他も全面的に補償することになりました。

斗いは、しかしこれで終りではありませんでした。

七二年、組合分裂（銀行側による第二組合の結成）を口実に「七〇年協定」をホゴにしたからです。これに対し組合は、ただちに反撃に出ました。銀行側に対する抗議に留まらず、道議会、地労委、監督署、基準局、大蔵省、国会と、関連ある全ての部所に実情訴えのピラや署名を提出し、広範な斗いを展開しました。その中で労働基準局も少しづつ申請者の「認定」を行い始め、とうとう銀行側も国の認定に従わざるをえなくなり、「七〇年協定」に基く補償を行うことを確約しました。

分裂下という困難な状況の中でこの勝利は、北相銀の「けんしょう炎」斗争を、単に一銀行内部の問題に留めず、北海道の職業病斗争の牽引者としての役割を担うまでに質量ともに発展させました。現在、七〇年に労災申請を行った二七名全員が「業務上認定」をかちとりましたが、この数は銀行としては全国一の認定数です。更に

この斗いの中で培われた創意とエネルギーは、全道の「職業病対策連絡協議会」の結成へと結実しました。ここには四六団体、約二万三千人が加盟して、全国の仲間と交流を持ちながら、職業病そのものをなくし、働く者の健康と生命と生活を守る斗いの一翼を担って奮闘しています。

（斗いの経過、資料等について北相銀従組の方々の御協力を得ました。）





婦人問題に関する文献

婦人問題に関する文献

布施晶子

△婦人問題全般にわたって▽

一、『経済』73・9（新日本出版社）

○労働力の価値分割と婦人労働力の価値、嶋津千利世、

原田二郎

二、『労働・農民運動』73・5（新日本出版社）

○労働組合運動と婦人労働者、荒堀広

○リプ派の婦人論の誤りを斬る、青木蕉

三、『月刊学習』73・7、73・8（日本共産党本部）

○日本共産党第十回中央委員会総会の決議、報告、

方針学習参考資料（婦人問題）、

○科学的社会主義と婦人の解放について、

村松保枝

四、『賃金と社会保障』73・4下（労働旬報社）

○現代の婦人労働問題の基本問題、嶋津千利世

○こんにちの母性保護、平等要求運動の到達点と課題、

高橋菊江

○婦人労働者の賃金問題・賃金闘争、桜井絹江

○シンポジウム、こんにちの母性保護・平等要求を

どう考えるか、布施晶子、川口知子、高林寛

子、橋本宏子、明野進、

五、『唯物論』73創刊号（汐文社）

○現代社会の家族と史的唯物論、嶋津千利世

六、『婦人通信』73・3、73・4、73・8

○平和・婦人解放・国際婦人デーによせて、

田中美智子、池田孝江ほか

○婦人の解放につながる制度的要求について、

樋口幸子

帯刀貞代

七、『月刊総評』73・3（総評）

○婦人解放と家庭科教育、竹中恵美子

○春闘と女の賃金、細川 亨

○はたらく婦人の健康と職業病、酒井はるみ

○歴史にみる婦人の地位と役割、

日本女子高等専門学校トクエ出版

主婦の友会(月刊) 主婦の友会(月刊) 主婦の友会(月刊)

「女性地位は太陽である」(73) 田中寿美子

「戦後の婦人運動に起りつつある変化」 田中寿美子

婦人労働者と自己変革、 婦人教育労働者の権利闘争と労働基準法、 鳴津千利世編

「経済」73・10(新日本出版社) 高度蓄積下の労働者の状態(Ⅱ)―婦人労働者、 統計指標研究会

八、「女性の生き方」、帯刀貞代(新日本出版社、73・2)

二、「労働・農民運動」(新日本出版社) 73・1 70年代の労働組合運動をになつた日本の青年、婦人労働者(新春座談会) 73・4 婦人労働者の最近の状態と要求、 佐藤洋輔

九、「働く婦人と母性保護」、(労働旬報社、73・12)

一〇、「母権と父権―婚姻にみる女性の地位」、江守五夫(弘文堂、73・9)

一一、「婦人の地位に関する実態調査」、(労働省婦人少年局、73・3)

一二、「婦人の動き―昭和47年」(労働省婦人少年局、73・3) 〇おばちゃんたちとともに進む―繊維中小企業の現場から、 山中住江

一三、「昭和48年版婦人労働の実情」(労働省婦人少年局、73・9)

一四、「女子保護の概況、昭和46年版」(労働省婦人少年局、73・2) 〇「女子五〇歳定年」無効の判決、 川口和子

〇教育婦人労働者の戦いと希望と、 高柳美知子

〇職務、職能給とたたかう婦人労働者、 桜井絹江

73・8

73・6

73・8

73・8

78・12 ○勝利した東芝女子臨時工の裁判、

川口和子

三、『賃金と社会保障』73・4下(労働旬報社)

○日産、五〇才定年制とのたたかい、 中本ミヨ

○名古屋放送、三〇才定年制とのたたかい、

大木捷代

○古河鋳業、既婚婦人解雇とのたたかい、渡辺まつ代

○慶応大学、生休無給化撤回のたたかい、 三田熙

○中野篩絹、生休権剥奪とのたたかい、

松浦幸子

○秋田相互銀行、賃金差別裁判、

萩原輝男

○鈴鹿市、賃金差別訴訟のたたかい、

四、『月刊学習』73・7(日本共産党本部)

○手をとらあう婦人たち―暮らしのなかで―城侑

五、『婦人通信』

78・1 ○ねらわれる婦人学級、

78・2 ○札幌の新聞代値上げ反対運動、

西岡臣子

三浦章子

○ひろがる婦人学級、

由里洋子

○若妻会から農村婦人集会まで、

竜崎幸子

○春日町家庭教育学級で得たもの、

78・4 ○出産第一号になって、

○労働組合さえあつたら、

○増員の壁は厚くかたい、

○めざめゆく婦人たち、

73・5 ○小選挙区制と婦人参政権、

73・7 ○母親運動とわたし、

○日本中のお母さんを迎える京都、

○洗剤でひろがる運動、

78・10 ○19年の母親運動

78・12 ○このインフレ

六、『婦人の解放をめざして』73・8(婦団連)

○春闘と婦人労働者、

○なぜ低い婦人の賃金、

○婦人の賃金の実情とたたかい、

○ひろがる母性保護のたたかい、

○職場からのレポート・ソニー

七、『月刊総評』73・8

○合理化攻撃と婦人労働者、

山本千枝子

三崎良子

佐藤弘子

畑田重夫

谷口優子

山家和本子

山本三千子

落合依子

落合依子

落合依子

落合依子

落合依子

落合依子

落合依子

落合依子

落合依子

落合依子

落合依子

○生理休暇の無給化・権利剝奪とたたかう、

川口弘子

○春闘時における婦人の任務、

佐藤公子

八、『教育評論』73・6（日教組情宣部）

○座談会、体制的合理化と婦人労働者

○退職年金引上げのたたかい、

奥山えみ子

○退職教運動の現状と課題、

千葉千代世

○保育労働者の周辺、

畑谷光代

○母と女教師運動二〇年

九、『はたらく婦人は前進する』—第十八回

はたらく婦人の中央集會記録集（実行委員会）

一〇、『春闘第9回内職大会資料』73・2

（総評主婦の会）

一一、『職業病読本』（含、頸腕障害、腰痛症）

73・11（春闘共闘委員会、日本労働者安全センター編）

### 八婦人の歴史V

一、『歴史評論』

73・4 ○日本最初の国際婦人デー、

川口和子、小山伊基子

73・9 ○女性史研究の課題と観点・方法—マルクス主義史学の立場から、

大丸義一

○日本における女性史研究の歩み、

伊藤康子

○近代日本の家族制度と女性の地位、

西村汎子

○友愛会婦人部の活動について（上）、

棚井洸子

○母親労働者の歴史（一）—たばこ工場の婦人労働者を中心として、

川口和子

○関東婦人同盟、

工位静枝

○辛亥革命期の婦人解放運動とプロテスタント女子教育（上）、

未次玲子

○米田佐代子著『近代日本女性史』を読み終えて、

堀サチ子

73・10 ○友愛会婦人部の活動について（下）、

棚井洸子

○辛亥革命期の婦人解放運動とプロテスタント女子教育（下）、

末次玲子

73・11 ○こえてきた道、浦辺竹代

73・7、12 ○苦しみにみちびかれて、野宮初枝

### 二、『婦人通信』

73・1、6 ○こえてきた道、浦辺竹代

73・7、12 ○苦しみにみちびかれて、野宮初枝

三、『婦人の解放をめざして』（婦団連）

国際婦人デーの歴史・世界

四、『女性解放思想の歩み』、水田珠枝（岩波新書）

五、『フランス革命期の婦人たち』、ガリーナ・セラブレ  
リヤコワ、西本昭治訳、（岩波新書）

△世界の婦人の動き▽

一、『世界政治資料』73・3上

特集、マルクス主義と婦人問題

○ 婦人問題、エドワード エンド エリナ エーヴリ  
ング

○ マルクス主義と家族、ローズマリー・スモール

○ 社会変革における女子青年の役割、エンリコ・ベル  
リングエル

○ イタリア婦人の状態、アドリアナ・セローニ

二、『婦人通信』（婦団連）

78・1 ○ 西ドイツにおける教育、フローレンス・  
ヘルベ

78・2 ○ 婦人と子どもの幸せをめざす各国の運動

（イタリア・オーストラリア・イギリス）

78・3 ○ 守られている北ベトナムの母と子の権

利、松原恵子

78・5 ○ 明日も団結して勝利する、チリ婦人同

盟

78・7 ○ 南ベトナムの婦人愛国者たち

三、『婦人の解放をめざして』73・3（婦団連）

○ ぐらしを良くし、生活を変えるーフランスの社共共

同政府綱領とはたらく婦人

四、『月刊総評』73・3（総評）

○ 西ドイツの婦人労働者の実情、田辺照子

○ ベトナムの婦人たち、榎田ふき

○ 朝鮮民主主義人民共和国を訪ねて、山下正子

○ はたらく中国の婦人、斉藤きえ

五、『花ひらく婦人たちの国ードイツ民主共和国の婦人  
と生活』、大高まさる（鳩の森書房・73・3）

△北海道の婦人▽

一、『第16回北海道母親大会議事録』、北海道母親大会連

絡会

二、『73年版北海道の賃金白書』、全北海道労働組合

・ 久野白葉「労働婦人の生活」

研山は... 山形県立女子師範学校

協議会

三、『北海道政治経済ハンドブック、73・74年版』、北海道経済研究所

四、『北海道女性史研究』3・4・5 北海道女性史研究会

研究会

五、『前進する婦人』第9号、札幌婦人問題研究会

六、『北海道における女子労働(一)』 北海道立総合経済研究所

保育に関する文献

小出 真美

I 73年に出版された専門書

(1) 金田利子『乳幼児保育論』有斐閣

障害児や乳児の発達心理学専攻の著者のこれまでの研究の総まとめ

(2) 佐々木、秋葉『児童発達心理学』高文堂

ウィゴツキー、エリコニンなどの成果を土台に日本

の学生のために編まれたテキスト

(3) 浦辺、鶴谷他『社会福祉労働論』鳩の森書房

保育所保育など福祉労働全般にわたり、その労働の特殊性、専門性などの分析

(4) 青木きみ『〇才児保育』全社協出版部

保育科カリキュラムに「乳児保育」が新設されてから幾種もの類似書が出たが、厚生省好み、医学系が多い中で本書は各地の実践例を中心にすえている。

(5) 東京保問研『子どもの発達と集団』いかだ社

生活指導部会の実践と討論の到達点。集団保育の中の子供(一〜五才)の姿をいきいき伝え専門外の人にもおもしろい。

(6) 近藤薫樹『自然ってなんだろう』全社協出版部

自然科学者、西久保保育園長であった著者の「新しい保育理論」第三作。「集団保育とこころの発達」「考える子考えない子」と併せ保育の科学他を考える人必読。

(7) 猪野美子『保育—福祉施設にみる群像』全社協出版部

劣悪な条件下で健康破壊に悩まされつつ子どもの発達

達する権利を保障する専門性をもった保育労働者として働き学び闘う保母の姿。現在の保育問題の全般に及んで豊富な資料で問題提起、中でも保母は子どもを守りぬくという専門性を見すえた斗い方をこそすべきであるという主張が本書を貫いている。最近の教師論をめぐる議論とあわせ保育労働者のあり方を再検討するのに最適。この一年間の出版物の中でも特筆すべき一冊である。

## II 資料

『48年度版保育所問題資料集』(48年6月)

『49年度版保育所問題資料集』(49年8月) 全国私立保育  
園連盟編

## III 道内関係

北海道保育問題研究会『北海道の保育』No.1

## IV 最近の出版物から (73年と限らず)

### 一、幼児才能開発もの

中教審で「早期教育による才能開発」を売りものに

する「幼児学校」構想を出してからまる三年、この種の出版物はあとをたたない。代表的なものをあげると、  
(1) 井深大『幼稚園では遅すぎる』ごま書房  
(2) 月刊雑誌『幼児開発』幼児開発協会(理事長・井深)

(3) 鈴木鎮 『才能開発は〇才から』主婦の友社

(4) 鈴木『幼児の才能開発』明治図書

その他『二才から……』『〇才からの……』『才能の見つけ方……』『才能は創造できる』などのタイトルがひしめいている。

### 二、保育制度、幼保一元化

中教審答申以来、幼保の二元的制度の改変も論じ続けられている。代表的なものは、

(1) 日教組教育制度検査委員会編『日本の教育をどう改めるべきか』勁草書房教育改革シリーズⅢ

これは同委員会の第二次報告書であり、この中に「すべての乳幼児の発達をどう保障するか」も収められている。他に高校教育、障害児教育なども収め

(2) 一番ヶ瀬康子編『保育一元化の原理―子どもの全面的発達をめざして』勁草書房同前シリーズⅣ

前記第二次報告の中にいう「保育一元化」を理解するための素材として編まれた十一人の論文。羽仁、乾、城戸、近藤氏らが夫々の分野から、乳幼児の発達を保障する保育の内容や制度を論じる。

- (3) 持田栄一『幼児教育改革―課題と展望』講談社

教育行政学者の立場から、制度論・政策論としての教育改革の動向、保育を受ける権利などを論述。

三、障害児の発達などをめぐって

保育・教育を受ける権利、発達に保育・教育が不可欠なこと、などの理解は、障害児の保育問題の理解に通じる。この分野ですぐれた実践にもとづく著作がいろいろ出されている。障害児の教育権を守る運動の典型としてあまりに有名な与謝の海養護学校に関するものなどは一応除き、一般保育所の中の障害をもった子や一時的な発達のゆがみの症状を呈した子などの発達と保育を、実践的に追求している本をいくつか紹介する。読みもの的なおもしろさにとどまらぬ、保育問題提起となりえていると思われるので。

- (1) 亀山利子『カツオ・お母さん・共同保育』鳩の森書房

副題が「脳性小児マヒ克郎君の記録」。舞台は名古屋の池内共同保育所で、人間らしく生き続けたいとの模索から夜間も子どもをあずけ、あずかりなどして生きていく姿が興味をひく。

- (2) 吉本他『かぎりない発達をもとめて』鳩の森書房  
全障研の教師、保育者たちの実践記録と、母親の手記。

- (3) 田中他『日本の子どもたち―健康、発達への要求』鳩の森書房

診療活動を通して見た、今日の子どもの発達のゆがみと、それを正していくべき保育について、考えさせられる事例がたくさん。

家庭科教育に関する文献

中屋 紀子

現行の検定教科書にのっとって行なわれている家庭科教育は、女子専科となり、将来の労働婦人、家庭婦人に



必要な学力を与えたいと考えるすべての者から、諸々の批判を浴びています。さらに、女子専科であっていいかどうかという検討も加わっています。

このような批判の上に立って、教研集会や家教連の集会などに集ってくる教師たちの地道な努力が、実を結びつつあります。家教連では家庭科を教えることによつて、真の学力のある子どもたちができるように、という観点で教育実践をつみ重ねてきましたが、「民主的的家庭科教育の創造」(①)を出版する運びとなつたのです。個々の実践の集りという観はぬぐえませんが、家庭科の学力を展望している点が重要であると思います。

もう一つの成果は、京都府と長野県で、高校の家庭一般のなかに男女共修部分をつくり教科内容も、独自のプログラムを作成しています。自主編成運動にとつて、家庭科教育の全体像を考える糧ができたという点に画期的なことです。(⑪⑫)

家庭科批判

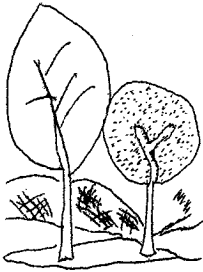
- ① 嶋津千利世 「家庭科教育と労働教育」 『家庭科教育』73・7
- ② 好本照子 「家庭科教育の現状と問題点」

- ③ 宮崎礼子 「地域社会と家庭科」 『家庭科教育』 73・9
- ④ 遠藤豊吉 「教育をして」迫力をもつ教科に」 74・8
- ⑤ 宇野一 「理論と技術の家庭科を」
- ⑥ 三宅良子 「側面からの問題提起」
- ⑦ 青木良雄 「家庭科教育の疑問」
- ⑧ 遠藤和子 「教育内容の次元の低さ」
- 自主編成
- ① 家教連 「民主的的家庭科教育の創造」 明治図書
- ② 会報『家庭科研究』24号―家庭科で家事労働をどう位置づけるのか―
- ③ 成― 25号―婦人解放と家庭科教育―
- ④ 成― 26号―家庭科教育の自主編成―



あ  
と  
が  
き

北見の鈴木雅子先生からとどけられた、たどたどしい筆づかいの原稿を手にしてしばし絶句。御病気で不自由な右手をかばって左手で執筆された一字一句にたかいたむける気迫がにじみでているような思いがいたしました。一日も早く全快されるよう念じてやみません。いろいろと忙しいなかを、いやな顔もみせず原稿をおよせ下さったみなさまに会員一同、ふかく感謝いたしております。



前進する婦人 第 10 号

発行者 札幌婦人問題研究会  
印刷所 北大生協プリント部  
発行日 一九七四年七月二八日

◎ 事務局を左記に移しました。

本号についての御意見、御批判をお待ちいたしております。

札幌市豊平区美園十二条八丁目

布施晶子

(電話 〇一一八二二一一九三一)